

衆議院 第百九十三回国会 院 決算行政監視委員會議録 第二号

平成二十九年四月三日(月曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 玄葉光一郎君

理事 後藤田正純君

理事 田畑 裕明君

理事 石関 貴史君

理事 伊藤 渉君

赤枝 恒雄君

浅尾慶一郎君

遠藤 利明君

河村 建夫君

木村 太郎君

白須賀貴樹君

鈴木 馨祐君

田中 英之君

武部 新君

牧原 秀樹君

八木 哲也君

青柳陽一郎君

馬淵 澄夫君

山井 和則君

穀田 恵二君

松浪 健太君

理事 瀬戸 隆一君

理事 山際大志郎君

理事 松田 直久君

秋本 真利君

甘利 明君

加藤 鮎子君

神田 憲次君

河野 太郎君

新谷 正義君

園田 博之君

田畑 毅君

前川 恵君

村上誠一郎君

若狭 勝君

篠原 豪君

松木けんこう君

石田 祝穂君

宮本 徹君

中村喜四郎君

麻生 太郎君

金田 勝年君

松野 博一君

石井 啓一君

稲田 朋美君

菅 義偉君

大塚 拓君

三木 亨君

衆議院事務総長

會計検査院事務総局長

會計検査院事務総長官房審議官

會計検査院事務総局第一局長

會計検査院事務総局第二局長

會計検査院事務総局第三局長

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

向大野新治君

岡村 肇君

柿沼 茂君

鈴木 靖君

腰山 謙介君

戸田 直行君

澁谷 和久君

遠藤 俊英君

林崎 理君

巻口 英司君

萩本 修君

下川眞樹太君

可部 哲生君

茶谷 栄治君

星野 次彦君

佐川 宣寿君

飯塚 厚君

有松 育子君

宮川 晃君

福島 靖正君

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

平成二十六年政府関係機関決算書

平成二十六年国府財産増減及び現在額総計算書

平成二十六年国府財産無償貸付状況総計算書

平成二十七年一般会計歳入歳出決算

平成二十七年特別会計歳入歳出決算

平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書

平成二十七年国府関係機関決算書

平成二十七年国府財産増減及び現在額総計算書

平成二十七年国府財産無償貸付状況総計算書

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

○玄葉委員長 これより会議を開きます。

平成二十六年度決算外二件、平成二十七年決算外二件、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算を議題といたします。

これより総括質疑を行います。

この際、お諮りいたします。

各件審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官澁谷和久君外十七名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○玄葉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松木けんこう君。

○松木委員 おはようございます。

ちよつと恐れていたことが新聞に出ちゃいました。この決算の方がちよつと滞つてゐる、こういうことが新聞に残念ながら出てしまひまして、歴代決算委員長というのは、初代は粕谷茂先生という大物の方がやつて、二代目は原田昇左右先生、そして現状は玄葉先生がやつて、外務大臣も経験した方。去年の委員長がちよつとしよぼくて、私、松木けんこうがやらせていただいて、そういうこともあつてちよつと停滞してしまつたのかなというふうにも私も反省をしているわけでございます。

ぜひこは、国における決算の意義、重要性和いうのはありますので、本当は決算を踏まえて翌年度の予算を組むのが普通の手順と考えるわけですが、でも、官房長官はどういうふうにお考えか、もしよかつたらちよつと、質問通告はしていませんですけれども、簡単に結構です。

○菅国務大臣 歴代の委員長は、まさにそうそうたる人だと私も思っております。そして同時に、やはり決算というのはいしつかり行つていかなきゃならないということも承知をいたしております。

○松本委員 私以外はそうそうたるメンバーだというふうに本当に思いますので、ぜひ進めていただきたい。

そして、こしも決算の総括質疑というのをやることになるんですけども、これは二十六年、二十七年ということなんですけれども、二十四年、二十五年の締めくくり総括質疑をまだ終えていないわけですね。ですから、今、いろいろと皆さんが協力をし合いながらその方向に進んでいるようにには聞いておりますけれども、残念ながらちよつと東京新聞にもそういう記事が出てしまいましたので、この二十四年、二十五年というのも締めくくり総括質疑を総理入りでしっかりとやっていくというのは筋だと思えますので、これは委員長にお願ひなんですけれども、ぜひその方向で、やはり大物委員長ですから、頑張っていたいただきたいというふうに思います。

長官、どうですか。賛成ですよ。どうぞ。

○菅国務大臣 私、政府側で言うことはどうかと思ひますけれども、ただ、言われていることはそのとおりかなというふうに思ひます。

○松木委員 これは衆議院の方の話ですから、長官がお答えるというわけでもないんでしょうけれども、いずれにしても、先ほど言ったとおり、初代の委員長粕谷先生、そして二代目の原田先生なんかもそうなんですけれども、やはり旧宏池会の方々で、今、数少ない党人派のお二人、副総理と菅先生もおられるわけですので、ぜひ政治主導ということで頑張っていたきたいというふうに思います。

委員長、ぜひやりましょう。よろしくお願いします。

○玄葉委員長 はい。

○松木委員　それでは、東京では三月二十一日に桜の開花宣言というのが出まして、なかなかそれから進まなくて、何か決算委員会みたいな感じもしましたけれども、大分満開という感じが今はなつてきているようにございます。私の地元の北海道なんかは全くつばみにもなつていない状態なんですけれども、きょうあたりはかなり花見日和という感じもするんですけれども、国会はなかなかいろいろなことがあつて、風雲急を告げて、そんなことを話したら怒られるような、そんな状態だということを思います。

連日報道でも大きく取り扱われている森友学園の問題、これは随分クローズアップされて、他の議論すべき国民生活に直結する重要な課題というのはまだまだいっぱいあると思うんですけども、押しのけては言いませんけれども、非常に大きなウエートを占めてしまっているのではないかなと思います。非常に残念だなという一方、やはりこのテーマも非常に大切なものをはらんでいると思うので、しっかりと議論する必要があるというふうに感じております。

きようは、私は、自分の地元でもありますけれども、ＪＲ北海道の問題、ＪＲ四国、ＪＲ貨物も同じことですけれども、そういう課題と、森友さ

んのことをちよつとお聞きしたいと思つていますので、よろしく願ひします。

学校法人森友学園をめぐる一連の問題について、去る三月二十三日、衆参の予算委員会が籠池理事長の証人喚問が実施をされました。私、びつくりしたんですね。初めは参考人でという話だったと思うんですけども、急に証人喚問ということになって、おお、すごいなという感じを受けました。

このときの籠池理事長の証言の中に偽証の疑いがあるんじゃないかということで、与党では偽証罪での告発を検討しているという報道がどうもあるんですけども、菅官房長官も、さきの参議院の決算委員会でも偽証罪での告発について問われて、事実と違えばそうなると思うと答弁されているわけですね。

偽証罪での告発はルールに定められた事柄ではありますけれども、今回の一連の問題では、証人喚問に応じているのは籠池理事長一人だけなんです。ほかの関係者というのは、フェイスブックとか、うそを言う人たちではないと思いますけれども、万が一そういうことがあっても別に刑事罰に問われるようなことはありません。ある意味安全な場所での発言にとどまっているというふうに思います。しかし、籠池さんは、刑事罰に問われる可能性があるところで、理事長本人にとっては多分責任ある発言をされたんだというふうに思います。

こうした不公平な状況にある中でリスクを負って証人喚問の場に出てきた民間人である籠池理恵、長一人を告発に持ち込もうとするのは、随分乱暴な感じに受け取られてしまうのではないかなというふうには私は懸念しているんですね。そうであるならば、できれば関係者全てを証人喚問、証人喚問というのは余り好きじゃないですけども、こういう場に籠池さんと呼んじやったわけですから、こういうことに立っていたく必要性もあるのではないかとというふうに考えているんですね。数多くいる関係者のうち一人だけを証人喚問し

て偽証したと声高に言い募るのは、またさらに告発までちらつかせるといふことは、やはり大きな権力を持つてゐる人たち、我々、為政者としての権力を持つてゐるわけですね。ましてや、今の与党の方々というのは、動かす力は我々の何十倍、何百倍という立場で持つてゐるわけですね。そういう方々が権力というものをがんがんに、んそれで押していつたら、私は大変だと思ひますよ。

私は長らく藤波孝生代議士の、元官房長官ですけれども、秘書をさせていただきました。その教えの中のつに、ちょうど中曾根内閣が三百四議席の議席をとったときがあるんですね、このときに、藤波代議士はそのとき国対委員長をやっていたんですけれども、私は、これで国対はやりやすいですね、何でも通りますね、こういうことを言ったら、意外と藤波代議士が静かな顔をして、松木君、その考え方はよくないな、こういうふうにしたしなめられたことがあるんですね。権力というのは抑制的に使うものだ、それを知らないといけないをするんだよ、こういうことを言われたのを私は今でも非常に覚えているんですね。

自民党の中からも、やはり山東昭子先生という参議院副議長をやられた方も、かえって国会のレペルを低下させてしまふんじゃないかと、そこまでやるのなら、そういうことは司法に任せるべきじゃないかというような発言もしています。

私も全く同感なんです。真相解明を進めるといふ観点が一つありますので、そこは他の関係者のいう証人喚問も、籠池さんはやったわけですから、実現をさせて、そして関係者の全ての意見を聞いて、やはり偽証だという確証を得られたようなことがあるのであればそのときは告発するのが筋なのかないふうに思っておりますけれども、官房長官、そこら辺はどういうふうにお考えか、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○菅国務大臣　今、松木委員の言われたとおりだと思います。私も今までそのように申し上げています。

例えば、三月二十九日の記者会見で、ちよつとよろしいですか、私どもの認識があくまで正しいということも申し上げるまでもありませんが、証拠のない言い合いを続けるより、誰にでもわかる客観的な証拠を示していくことが必要であつて、そうした観点から、与党あるいは国会による調査が進み、確かな証拠のもとに事実が解明することを期待したい、このように思ひますと私は申し上げます。

○松木委員 まあ、そのとおりですね。

どうですか、長官。偽証でやるんだ、こういう話が与党からばつと出てしまふという、こちら辺が私はやはり非常に問題だと思ふんです。先ほど言つたとおり、権力というものを使うときの、米が実つたらこうべを垂れるという話もあるじゃないですか、そういうところつてすごく大切だと思ふんですけれども、長官、そこら辺をもう一度、○菅国務大臣 これも参議院で、私、斎藤議員から決算委員会で質問を受けてまして、先ほどの決算委員会を開く開かないと同じようなことなんですけれども、こういうことだつたんです。

虚偽の証言だということを言われているので、これは極めて大きなこと、これは議院証言法に基づいて告発していくことになるかと思ひますけれども、これはできるんですかということをお問われました。私は、これは客観的な証拠を示す、そのことが一番大事だと思ふに思つています、私はそういうものを、あの証言の中で違ふことがあるというふうに思つていますので、やはり真実を明らかにしたいというふうに思つています、こう申し上げました。

これに対して、虚偽証言を告発するというところでしようかと問われたんです。それで私は、事実と違つたらそのようにならうかと思ひます、ですから、客観的な内容について私も精査していただきます、こう言つただけなんです。

これがあつかも私が告発するようなことを言われていることは、極めて心外だというふうに思ひます。

○松木委員 長官、私は、長官はそういう人間じゃないと思つていますので、そういうお気持ちでお話しになつたんだというふうに思ひます。

それでは、もう一つちよつと聞きたいんですけれども、籠池さんが出てこられましたよね。私はすごいなというふうに思つたんです。

昔、ロッキード事件のときでしたっけ、小佐野賢治さんという方がたしか証人喚問に出てきて、署名をしようとしたら、もう手が震えて手が震えて字が書けなかつた、そういうことがありました。

籠池さんというのは、まあ、大物なのか何か、全く平気な顔をして、ささつと署名しているわけですね。これはすごい人だなというのは、結構ちまたでうわさになつていくぐらいですよ。

そういう方が証言をしたんだということなので、これに対して、またいろいろ関係者の方がおられますよね、そういう方々も、それであれば、籠池さんと同じ立場にまでなれとは何か言ひづらいような気もするけれども、しかし、フェアに物を考えるのであれば、そういうことも必要なんじゃないかというふうに思ひざるを得ないんです。

そこら辺は、長官、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 いわゆる他の方に対して、犯罪や違法な行為があればそうかと思ひますけれども、多分委員は総理夫人を念頭に置かれてるんだらうというふうに思ひますけれども、そこについて全くないわけですから、私は、これもそうなんです、証人喚問が必要じゃないかと聞かれて今のような前提の話をして、総理夫人の行為は、犯罪、違法性のある行為ではない、本人は全く関与していないということ、これは違法性のないことはもう明らかですから、喚問の必要はないですと申し上げたんです。

これは越権だと。これも言われるんです。聞かれたから言つたのにもかかわらず、みんなこういう報道をされているんです。そこは御理解いただきたいというふうに思ひます。

○松木委員 はい、よくわかりました。

できれば、籠池さんと呼んでしまつたという事実はもうあるんですから、まあ、これ以上というのでもうかなと思ひますけれども、しかし、フェアにやることを考えたときに、違ふ方の喚問ということもやはり考えざるを得ないのかなというふうな印象も私は受けているわけでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。森友学園で注目が集まつた学校の開設認可というのがありますよね。これはすごく厳正なものであるべきだというふうに私は思ひます。

私も実は学校法人の理事長をやつてしまして、大学設置というのをやつた経験があるんですね。このときに、やはり文部科学省への提出書類の作成や審議会での指摘への対応など、大変な努力を必要とするんですね。本当に細かいことまでやつていくんですね。やはり、大学をつくつたのはいいけれども、おい、お金は大丈夫なのか、要するに運営できるのかということもすごく細かく聞かれる。そして、それを改善してまたお答えするというようなことをやるわけですね。

教育機関の新設というのは、その重要性、社会的な影響の大きさを鑑みれば、やはり厳密にやつて問題ない、当たり前だというふうに私は思つています。学校法人の経営にかかわる者の立場からすれば大変なことでありますけれども、文科省や関係する審議会が厳しく開設側にさまざまな質問をしたり、厳正に審議されるのは当然であり、私は引き続きやつてもらいたいというふうに思つております。

ただ、そういった私自身の経験から見ても、大阪府の審議会が進めた審議過程にはやはりちよつとクエスチョンマークがつくんですね。本来はスケジュールにはないはずの臨時の審議会を開いた。財政的にも多分相当脆弱であつたと思ふんです。この学園というのは、この学園に対して、その臨時の場で一旦は条件つきで認可を与えるなど、随分と融通をきかせ過ぎていて、相当に不透明だという印象はやはり拭えないと思ひざるを得ないというふうに思ひます。

ないなというふうに思ひます。

あと、規制緩和ということもあつてこれは何かこまで来たという話も聞いていますけれども、そもそも、規制緩和して新しい小学校をつくるというのは、子供が減つてくるこの時代に、どういう必要性があつたのかなというのにもよくわからないし、一校しか申し込みがなかつたという話もあります。

今回の学校の設置というのは、国ではなくて、やはり地方自治体である大阪府の問題でなければ、この際、真相解明の一環として、きちんとした形で大阪府及び審議会関係者から聞き取り調査をどこかの場で進めるべきではないかなというふうな思つてはいるんです。不透明さを疑われた状態のまま放置すれば、今後、いろいろな他の事例での審査の正当性にもやはり疑問がつくことになつてしまふおそれがありますので、文教政策に明るい麻生副総理、どうですか。どういうふうに思ひますか。

○麻生国務大臣 学校というのをつくる場合、特に大阪の場合は、この何十年間小学校はできていないでしよう。最近、大都会で小学校ができたという話、大阪でできたという話は聞いた記憶がないので、ちよつとその点に関しては、珍しい例だなというふうに思つたと思ひますね、普通、これを受け取つた人は。

その上で、御存じのように、各都道府県の審査基準というのは、多分福岡県の方は詳しいんですけど、大阪府でも同じようなルールになつていて、都道府県に設置をしますと、私立学園審議会というのがあろうと思ひますが、その審議を得て多分都道府県知事が認可することになつていて、こうした仕組みになつていて、これを踏まえまして、学校法人森友学園の設置に関する審査及び内容の経緯等々について疑問があるというのであれば、一義的には認可をされた大阪府において適切に証明されるべきなんじゃないでしょうか。一義的にはそうだと思います。

○松木委員 一義的にはそういうお考えというのは正しいというふうには僕は思いますが、しかし、国のお金なんかも入っていくわけですね。そういう意味では、ちゃんと国会の方でも、あるいは何か公的な形で、やはり次のものが残らないような、ああ、ちゃんとやっているんだというふうになるようなことを考えてやっていくべきではないかというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。もう一度。

○麻生国務大臣 何回も申し上げますけれども、これは、大阪府で設置をされるということを確認しない限りは、航空局にしても近畿財務局にしても、そういったところからの正式なあれが来ない限りはそこに売ることはありませんから、そういった意味では、売るも何も、まず最初にそこから、こうなっていますのでというものをいただかない限りは私どもの近畿財務局としてもそれに対応しようがありませんので、全然、第三者に対しては、一義的には地方自治体、その次には公共団体、いわゆる介護施設とか学校とかそういったようなところにあるという順番が一応決まっておりますので、その意味では、学校が認可になるかならないかというところにおろすわけにはいかぬということだと思っております。

加えて、ここは、公募をしたときに応募されたのは森友学園だ、一つだったと記憶しますので、その意味では、学校法人森友学園というところに許可をした形になるんだと思っております。やはり、売るも何も、その学校がきちんとしていないとどうにもならぬというのがこちらの立場だと思っております。大阪府の認可を得た学校に対して出したというのが立場だと思っております。

○松木委員 そういうことなんですけれども、ぜひこういうことはしっかりと、どういうことだったのかなというのを、変に疑われる方が出てよくないと思いますので、何らかの形でやはりもっと明らかにしていくのが大切だというふうに思っています。

それでは、国有地の払い下げのことにもつな

がっているんですけれども、今回の国有地払い下げをめぐることは、政府は法令に基づいて適切に算定しているはずだと私は思います。籠池理事長は大幅な値引きにびくびくしたと証言しておりますけれども、このことは、多くの国民が依然として疑問の目を向けているわけで、その原因というんですか、国民が疑問を持つ一番の原因になっているというふうに思っております。

私は、財務省が八億円という値引きを、具体的な算定根拠もなしに減額したとは思わないですね。もしそんなことをしたら、行政は成り立たないし、財務省側に何らかの不都合なそんなことがあつたと後々批判を受けることは当然予想されていたはずだからです。

そういう意味でも、きちんと、どうして八億円値引きされたのか、誰が見ても納得がいく算出根拠を、それがいかなる担当者の間で議論され導き出されたのかということも含めて、誰もが納得いく形で証明された方が、財務省に対する国民の信用を守るという意味でもよいというふうに私は思っております。

また、今後は払い下げられた国有地の買い戻しや原状回復が必要となると考えられますけれども、代金返納や損害賠償の目的が立たないというふうになれば新たな損失が国に発生することが懸念されるわけですね。よく、安物買いの銭失いという言葉がありますけれども、今回の騒動では、そもそも安く売っておいてさらに損失をふやす、そういう始末になりかねない。随分また皮肉な話になっているわけですね。

このような問題が将来またこの委員会で議論されることのないように、国有財産の売却に当たってはより慎重な対応が必要だということを改めて私は強く感じているわけですので、

行政監視に関する問題ですので、麻生先生の方からお答えいただければというふうに思います。

○麻生国務大臣 これにしましては、これまで予算委員会、また参議院における予算委員会、またこの間行われました決算委員会等々、財政金

融委員会でもいろいろこの話はされております。

これは、きちんとした経緯を踏まえて、ここだけが一枚八億円も七億円も安くなっているんじゃないかというのは、その中にあります埋設物というものの経緯、経過なんです。これまでも、売った土地に後でそういった埋設物が出てきたということ、それらの除去費用にかかった金がかつた金より大きくなつて、結局、金を出して引き取ってもらったみたいな形になるといった例がないわけではありませんが、そういったことのないように、売りますよ、ただし、後の、引き受けることにこんなものが出たから何とかしろなという瑕疵条件はなしというのが今回の一番のみそなんだと思います。

お隣の豊中の公園の方は十四億で売ったじゃないかというけれども、それに対しては、たしかあれば、国からの地方交付税だ、何とか税だというので十三億八千万ぐらいの補助金がついていますので、あれは結果的に二千万ぐらいというような差だったと記憶します。

そういった意味では、これは極めてきちんとやられて、土地の内容の値段がというけれども、一応、大阪航空局といえ、こういった飛行場の土地の検査やら何やらに手なれたというのか、よくやっている人たちですから、時間も限られておつたということではなかったかと思えます。

まあ、学校が始まっているから、もう既にできているんだからというところでああいうことになったんだと思いますが、そんなものは関係ない、うちは航空局です、うちは財務局です、それは文部省のあれで、俺は知ったことではないといつて、そういった役人の気のきかないところをそのまま、気のきかないままにやっておけば、もうちよつと話は簡単で済んでいくのかと思わないうちよつと話もありませんけれども、何となく大変だろうな、子供もかわいそうだなと思つたのがちよつと間違えたかなという感じがしている人も多いんじゃないかなという感じはします。

いずれにしても、きちんとした対応の結果ですから、私どもとしてはその点に関して瑕疵はありませんけれども、しかし、こういったような問題が出てきておりますから、そういった意味では、慎重に対応していかなければならぬ。これまでも慎重に対応していたと思えますし、この問題にしましては、特に慎重を欠いたというわけではないと思っております。

○松木委員 わかりました。慎重にやっていたきたいと思います。

やはり、お役所仕事だとかいろいろ言葉というのがありますけれども、私、大切だと思っておりますよ。何でもそうなんですけれども、おもいばかつて、ではちよつと鉛筆をなめてあげようかというの、それは全然ちよつとやらないとは私は思わないけれども、しかし、私なんかは大学設置のときに本当に厳しいなと思つたことがあるんですよ。

それは何かというと、学校で使う場合はいわゆる免税措置になるんですね、土地の税金だと思っておりますけれども、それを何に使うのかという項目があるんですね。そこに大学とだけしか私の関係者は書かないで、はねられたことがあるんです。それはなぜかというと、専門学校が大学になったんです。ですから、書く欄には大学と専門学校

の二つを書かなきゃいけなかった。ところが、専門学校と書くのを忘れたんです。そうしたら、書類を全部出し直し。このぐらい厳しいんですよ、本当は。

だから、ごく近いところだけ優しくなるというのはいくら問題になるもので、私は、そういう意味で、そういう役人さんの厳しさというのは悪いことではないと思えますので、やはりこういうことはきつちりやっていくべきだというふうに思います。

それでは、あと十分しかなくなつたので、JRのことをやりますけれども、国鉄分割・民営化から三十年経過しました。駅ナカでコンサートを

寂しいのは北海道。北海道は、おかげさまで三十周年なんという横断幕も何にも出ないで終わつた。テレビなんかを見ていると、三十周年なんですけれども、どう思いますかと言ううと、ああ、そうなんですかなんて、そんな状態なんですね。ＪＲ北海道の方々は、もうそれどころじゃない、余計なお金を一銭たりとも使いたくないということなんだと思います。それはどうかなと思いますけれども、一生懸命やっているんだなというふうに思いました。

これは本当は国交大臣もお呼びしてということになるんですけれども、もう国交省だけのことじゃなくて、私は政府全体でお考えをいただきたいじゃない。もちろん、石井大臣も非常に真摯にこの件に関しましては現場に耳を傾けていただいているということを聞いておりますし、公明党の稲津先生、の方も一生懸命取り組んでいただいておりますので非常にも心強いと思つていますし、もちろん自民党の方々もそういうふうに通じてやっておりますと思います。とにかく、これは大変なことになってきているわけです。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。

J R 北海道は、地域における人口減少であります。

また、御指摘がありましたＪＲ北海道の経営安定基金の運用益でございませうけれども、金利の低下傾向に伴いまして、同社の発足当初に比べて減

しかしながら、こういう考えに立ちつつも、J
R北海道の厳しい経営状況を踏まえまして、国と
いたしまして、経営安定基金の実質的な積み増
し、設備投資に対する助成や無利子貸し付け、青
函トンネルの設備の改修、更新に対する補助な
ど、累次にわたって支援を行ってまいりました。

国といたしましても、北海道庁と連携しながら、これらの協議に参画をいたしまして、地域における持続可能な交通体系の構築に向けた対応について検討してまいりたい、かように認識いたしております。

○松木委員　ありがとうございます。

それでは、これは前に予算委員会でも私は使ったんですけれども、国交省の方、自由に使っているんですからね。北海道は広いというのがわかりますよね。皆さんのお手元にありますけれども、このとおりなんです。北海道というのはこれだけ広い。

あと五分しか時間がなくなつたので、本当は、
 廃線になつたり駅がなくなつたり、いろいろなこ
 とをしていますけれども、こういうことは余りよ
 くないぞということもちよつと聞きたかつたんで
 すけれども、それはお二人ともよくわかつている
 と思いますので、時間がないのでそこら辺はもう
 聞きません。

JRは、東日本、東海、西日本といったドル箱が集中する会社と、そうでない会社、当初から経路維持というのは相当困難を予想されている会社とに分割されてしまったんですね。それで三十年たったわけですけども、やはりこれは無理だった

麻生副総理の場合は、いろいろなところでお答えをいただいています。今はお力を持っていますからね。若いときは俺は力がなかったから、なかなかこれに反対できなかったというお話もされています。しかし、今はお力があります。

私は 質問というより、とにかく何とか助けてもらいたい。これは、乗る人が少ないからそんなものは要らないじゃないかという話じゃないんで

両大臣ともよく物事を知っている方ですので、当然そういうふうにお考えだとは思いますが、でも、ぜひ総理にもそういう気持ちを伝えていただきたいというふうに思いますし、とにかく助けてもらいたい。助けてもらわないとね。これは一生懸命やってきました。会社側も労働組合の人たちも一生懸命やってきたんです。何といつたつて、人間が半分になって、それでも頑張っているんですから。それをぜひ心に入れてもらいたい。

○麻生国務大臣　稚内から網走まで、これが一つの選挙区なんですよ。(松木委員「私のもとの選挙区」と呼ぶ)知っている。これは、東京から神戸までが一つの選挙区、ばかばかしく広いんですよ、本当に、一人。よく人口割りの話をしている人がいるけれども、地理もよく見て言った方がいいんじゃないかと僕はいつも思うんです。これが一つ。

もつとひどいのは、人が結構住んでいる割にだめなところは四国で、四国の場合は、十二万六千人しか乗らないんですね、十二万六千九百。どれくらいかというと、大体山手線の田町駅だから。

それぐらいのものなんです、十四万何千というのは。だから、それはまず基本的には無理。前回、乗客だけでやるのは無理と思わなきゃいかぬと。

九州はどうしたかといったら、鉄道の売り上げは三〇%前後じゃないか。あのところは全てサイドビジネスで飯を食った。はつきりしていますよ。生卵から何からみんな売っているもの、今、赤坂なんか、我々九州出身の者はみんなそこに連れていかれて、生卵かけ御飯というのを自分でつくられて食べたよ、俺たちは、うまかったけれども。そこにみんな行くようになって、九州の宴会はそこでやろうとかいって、それをみんなで応援した。そういうものをつくり上げぬと、これはなかなか難しいのが一つ。

それから、合併というのだと、東日本と北海道、西日本と、両方ともこっちは経営黒字だけで数千億出ていますから、そこで抱けばいいじゃないかと。これは、国鉄なら考えられるよ。しかし、これが今、民間となったら、松木さん、もうかつての会社にしたら、何でそんなばる会社を引き受けて合併するんだ、そんなのやっていられるかといって開き直るから、それはまたぬね、株主総会が。

だから、そこところは、何かしかるべきお化粧をちゃんとしてきちんとしたものを考えないとなかなかできぬので、北海道も考えないかぬ。

九州は考えた者がいるのよ、いろいろ。そういう人は北海道にいますか。JR北海道の中にいるのか、JR四国の中にそういった者がいるのかというところをちよつと考えないと、こっちら考えてやると、また民主連の方から、おまえ、押しつけじゃないかとと言われるに決まっていますからね。だから、そんなうかつに乗るほど人がよくないから、俺の方も。ちよつとそこところは真剣に考えていかないかぬ。

全体としては、最終的な赤字は財務省に回ってきますから、そういったことになって、前回の国鉄が三十何兆円の赤字になりましたからね、あの

ときは。だから、そういったことにならないような対応を考えておかなくいかぬということだと思っています。

○松木委員 では、長官、もうお時間がなくなつたので。いいですか。やつてくれますか。

○玄葉委員長 では、簡潔に一言。

○菅内閣総理大臣 私も実は北海道が大好きで、北海道を今全面的に応援したいというふうに思っています。

特に観光ですよ。国立公園が日本で三十四のうち、北海道は六カ所ですから。農水産物、これやはり北海道だというふうに思っています。ですから、鉄道ということだけでなく、千歳空港の共産枠も大幅に拡充しましたし、三十二回から四十二回ですか、一時間の発着回数もふえていますよ。ですから、観光というのはこれから大幅に伸びるというふうに私は思います。

その中で、鉄道の位置づけであります。

確かに、経営安定基金は、当時の予測よりもはるかに低金利になったということも事実であります。そこはやはりしっかりと私も受けとめるべきだというふうに思います。地域の皆さんと相談しながら、しっかりと応援していきたいと思っています。

○松木委員 ぜひ、両大臣、総理大臣にもお伝えいたしたいなというふうに思います。

本日に助けてください。このままやったら、JR北海道は、札幌に新幹線が来るんですけれども、その前にだめになります。駅ナカビジネスというチャンスがこれからあります。ここまでもたないんです、このままい続けたら。ぜひチャンスをおいください。一生懸命考えます。一丸となつて、私も一生懸命やりたいと思いますので、ぜひお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

時間をオーバーして済みません。ありがとうございます。

○玄葉委員長 次に、青柳陽一郎君。

○青柳委員 おはようございます。民進党の青柳

陽一郎でございます。

本日は、決算行政監視委員会で四十分の時間をいただきました。ありがとうございます。

私も、まず冒頭、森友問題に一点触れざるを得ません。いろいろな論点や登場人物がいるんですけど、きょうは一点だけ伺ってまいります。

麻生大臣は、これまでの国会答弁で、この国有地の売却、払い下げについては手続には問題ない、法的にも問題ない、文書管理についても問題ないといふと答弁されてきておりますけれども、我々、週末地元に戻ると、この件、関心がやはりどうしても高いんですね。いろいろなことを聞かれますが、麻生大臣が幾ら法的に問題がないと言っている、地元に戻ると、多くの有権者の方は、これは幾ら何でも不自然じゃないか、不透明じゃないか、不公平じゃないかという意見がとても多いです。我々もそれをうまく説明することができない。だから、この問題は、幾ら法的に問題ないという説明をずっと通しても、国民の、多くの有権者の納得が得られない、納得責任を果たさないといけなんだろう、そういうことが問われているんだらうと思います。

麻生財務大臣は副総理でもありますし、今の巨大与党の大幹部なので、この国民の関心の高い森友学園問題、特に土地の売却、払い下げについて、まず、どうして多くの国民が納得していないとお考えになつておりますか。そして、どうすればこの問題が収束すると思えるか、あるいはもう大臣はこの件は終わっていると思えますか。その御見解、御所見について一点伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 青柳先生、法律的には、何回も申し上げておるように、これは終わっております。ただ、今言われますように、納得をしていないと言われるとね。それは世の中にいっぱいありますので、法律的にはあつても納得できないという話は、世の中には何ばでも、この話以外にも、ほかにいっぱいありますから。何で俺が落ちたか納得できないという人もいらっしゃいますから、それはいろいろあるんですよ。だから、それはなかなか難しいんだと思います。

少なくともこの中で、何で安く買ったかということの説明するところ、やはり埋設物というのが出てくると、売った後、地下から埋設物が出てきて、その埋設物の撤去をする費用が売った金より高くなった。ほかにそういう例がありますから、たしか。

そうすると、国としては売った方がいいけれども後でさらに追い銭を払わなくいかぬというようなことになりかねないというので、埋設物があつたとわかった、その段階で、ではこれまででということと話を決めさせてもらった額というのが一番なんですけれども、その埋設物の内容がいろいろ出てきていたんだと思います。それは、理屈としてはわからぬことはありませぬけれども。買った人はその埋設物を除去してないんじゃないかと、いろいろお話があるんだとは思いますが、除去されなかつた場合は、その土地は除去しない値段ですから、やはり高くはならぬということだと思ひますので、誰も得した人はいないんじゃないかという感じがします。

法律的な話ではなくて、そこらの点は、除去されないでその分だけポケットに入れたんじゃないかという話になつても、それはまだ払つていませぬから、そういった意味では、その土地は御自分で今度は始末されることになりましたので、御自分でどこかへ売却するんだということになつた場合、今度はその値段でしか売れないということになるんだ、常識的にはそうだと思いますので、そこらのところは、そういう点をちよつとながなが説明された方がこれまでおられないように思ひますので、きちんと説明されていかねばならないかと思ひます。これは役人が説明することかぬという感じがしませんが。

かにもいっぱいありますから。何で俺が落ちたか納得できないという人もいらっしゃいますから、それはいろいろあるんですよ。だから、それはなかなか難しいんだと思います。

○麻生国務大臣 あのとときは私ども財務省としてはこれは上げていただくつもりだったんですけれども

次に、平成二十六年十一月に総理は記者会見を

○麻生国務大臣 基本ですね。基本は、公平、中立、簡素。それぐらいかな、基本は。

○青柳委員 ありがとうございます。公平、中

ものに配慮しているということになるんですが、その点も一つのいろいろな配慮の仕方としてあるんだと思います。その他にも、逆進性というのは

本当にそうかという説もありますのは、あなたが首をかしげられたとおり、思われないでもないけれども、そういう面もあるということは確かですから。

また、対象品目を酒とか外食とかを除く飲食料品とさせていた方がいいんですが、飲食料品を全て含むというのが簡単じゃないか、イギリスを見るとかそういう話もあるんですけども、これはかなりの税額が要りますのですね。そうなる、そこまでするとちよつと幾ら何でもということになつて、その点に対しては控え目にということ、結果として外食ということにさせていた、だいたいですけれども。

いずれにしても、中立的で簡素な仕組みになるべく近づけようとする、あつちで妥協し、こつちで妥協し、いろいろなところで妥協してああいった案にならざるを得なかつたというように御理解いただければと思います。

○青柳委員 妥協の産物だというのが今の答弁でございましたけれども、それでは、飲食料品以外の対象品目というのはどうやって誰が決めたんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは多分、新聞を例に引いておられるんだと思いますが、新聞の場合、外食を除く飲食料品以外では、一番よく読まれるものとしてとか、日常の生活における情報の媒体としてとか全国的にあまねく販売されている情報というので、幅広い層に日々購読されているというのが条件で、月に一遍出るとかいろいろじゃなくて新聞と。やはり、購読料にかかわる消費税の負担というものが逆進的になっていることは、月々何千円というのはかなり逆進的になっていることも確かなので、軽減税率の適用範囲とさせていたところなんですけれども。

ちなみに、調べてみますと、OECD諸国の中では、二十六カ国だか七カ国だかが新聞は適用除外になっておりましたので、そういったことも勘案させていただいて、これを適用させていた、たしか二十七年カ国だったと記憶い

たします。

○青柳委員 今、軽減税率の導入の理由とその対象品目の御説明を改めていただいたところですけれども、私は何度聞いても軽減税率が逆進性の解消なんかにつながることは到底思えませんし、税の基本を著しく大きく逸脱していると言わざるを得ませんし、麻生大臣御自身も現在の財務大臣時代に、逆進性の解消には税額控除の方がよっぽどいいという答弁をされているわけですね。

そして今、繰り返しますけれども、対象品目の基準、これはめちゃくちゃ曖昧ですよ。曖昧そのもののので、どういことが起こるかといえ、時の政権の恣意的運用につながるおそれがとても高いということなんです。ですから、我が党としても軽減税率は見直すべきだろうと思つていま

先ほど、二回目の消費増税の延期を決めたのは、はつきり言つて法的根拠がないわけですが、新しい判断で増税の延期を決めたという、この説明以外の何物でもありませんでした。ということは、次の消費税の増税時期までまだあと二年半もあります。論理的には新しい判断があれば何でもできるんですから、論理的には新しい判断で三回目の増税の延期というのは可能ですよ、大臣。お答えいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 こういうのにひつかかると、ろくなことはありませんので、青柳さんへの答弁は慎重の上にも慎重を期さないかぬところなんですけれども、今言われたように、二度あることは三度あるとか、そんないいかげん表現じゃなく、二度目があったんだから同じ理屈で三度目もあり得るのではないかという話は、それはそのとおりです、それは間違いない。二度目があれば同じ理屈で三度目もないとは言えぬのではないかと

言われれば、それはそのとおりです。事実、そのときになったら景気が今よりずっとさらに、ヨーロッパが悪くなった、中国もえらいことになったとか、あつちこつちであり得る状況に今ありますので、そういった中では十分にある

とは思ひますけれども、私どもとして見ました場合、少なくともそういう状況の中にあつた場合には、その段階において本当にそういった異常事態が起これば、それは我々としては当然判断を考えないかぬということははつきりしています。

ただ、私どもとして、三党が合意した場合はいわゆる社会保障と税の一体改革という大義名分を立ててそれでスタートしていますから、少なくともこういつたような大義名分というものはやはり一番忘れちゃいかぬ肝心なところなのであつて、この大義名分は消費税と税の一体改革ということをやつておりますので、少なくとも借入金金の額が巨大なものに膨れ上がつてくる現状を考えたら、やはりこれは大事な大事なツールであつて非常に大きな収入源でありますから、私どもとしては消費税というのは二〇一九年にはぜひさせていただきたい、私自身はそう思つております。

○青柳委員 今の大臣の答弁の肝は、最初におつしやられた答弁だと思ひます、ないことはないということなんだろうと思ひます。

それでは、もう一つ、新しい判断があれば軽減税率も見直すことは当然論理的には、理論的にはないです、論理的にはあり得ますよね。

○麻生国務大臣 さっきの答弁と同じで、理論的、論理的、どう違うんだとか言われたら、またその話の説明が難しくなりますけれども、先ほど申し上げたように、私どもとしてみれば、置かれている二年半の間に何が起きるかかわからぬ、経済なんというのは生き物ですから何が起きるかかわからぬのははつきりしておりますので、それまでの状況になつたときには、そういうことも起こり得ないということをお願いすることはあり得ない、それはもう十分に考えておかないかぬ。そういったことも考えて、私どもは対応していかねばならぬと思つております。

○青柳委員 ありがとうございます。一定程度踏み込んだ御答弁をいただいたんだらうと思ひます。まだ二年半も先ですから、ぜひ、よりよい制度

を目指して不断の見直しを行つていただいて、そして何とぞ新しい判断を期待したいと思ひますので、よろしくお願ひします。この調子ですと安倍政権はまだ続きそうですから、ぜひお願ひしたいと思ひます。

次に、もう一つ、同じような問題で、法人税関係の租税特別措置について伺いたいと思ひます。政策減税の中で圧倒的に額が大きいものが研究開発税制ですね。この研究開発減税の額の大ききだけであつて、特定の業界、特定の法人に恩恵がとて偏つています。研究開発減税というのは額も大きくて、そして特定の業界、特定の法人に恩恵が偏るという傾向があるのは間違いないと思ひます。

そうすると、先ほど大臣に御答弁いただきました税の基本である公平、中立、簡素という、この基本原則からこれも曲がついているんじゃないかという指摘が多くありますが、大臣はどのようにお考えになりますか。

○麻生国務大臣 研究開発税制については、今おつしやつたとおり、これまでもいろいろ御批判のあつたところですが、適用件数から見ますと一万二千件ぐらいあるうちの約八千件ぐらいが中小法人になつておるといのがまず前提です、使つていて件数からいきますと。

いわゆる大企業優遇じゃないか、中でもまた特定企業優遇じゃないかという御批判というのは、その点からいくと幅広い数の企業に利用されておりますから、その点は違つたのではないかとというのが第一点。

それから、二十七年年度の税制改正においてあの法人税の改革をやらせていただいた中で、税額控除の上限枠を圧縮するということなどの見直しを行わせていただいておりますので、二十六年から二十七年にかけて中小法人の適用額が増加して大企業の適用額が逆に減つております例とか、それから上位十社の占める割合が今まで三六、七%ありましたものが三〇%、三一%ぐらいに減つてい

れたところでもあります。御批判等々に対してのそれなりの対応はさせていた、だいたいいると思っております。

いずれにいたしましても、租税特別措置のあり方については、企業を取り巻く環境というのがいろいろ変化しておりますので、この改正とかいうものの効果というのは、ある程度見直しながら、常に不断の改正というものを頭に入れて対応していかなければいけません。租税特別措置のあり方については、企業を取り巻く環境というのがいろいろ変化しておりますので、この改正とかいうものの効果というのは、ある程度見直しながら、常に不断の改正というものを頭に入れて対応していかなければいけません。

○青柳委員 今、見直しを行っている。確かにそうなんですけれども、それでもまだ、この研究開発減税、税制については、やはり特定の業界と特定の法人に偏る傾向というのは変わらないんだと思う。それは、申請件数じゃなくて、やはり額で見たいだの方がよろしいんじゃないかなと思います。

研究開発減税の政策効果の検証について伺いますけれども、例えば毎年減収額が減収見込み額を大きく上回っているわけでございます。減収額が減収見込み額を毎年大きく上回っている、これが一点です。

そしてもう一点は、この研究開発投資がどのように社会に還元されているのかというのが、誰がどのように検証し、どうやって発表しているのかということについても少し明快にお答えいただかないと、なかなか多くの国民あるいは中小企業からの理解は得られないんじゃないかと思えます。これがクリアにならないければ、単にこの政策減税というのが大企業の節税対策として使われているだけじゃないかという指摘もあります。

この二点、減収額が減収見込み額をなぜ毎年大きく上回るのか、そしてもう一点は、この研究開発減税をした結果、どのように社会に還元されているのか、これを誰がどのように検証しているのかについて。二点、御説明をいただきたいと思っております。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。先生から、研究開発税制の適用額、実績について見込みよりも伸びている、まずそういう御指摘がございました。

一つは、この間、企業の業績が改善して、当然、減税ということでございますので、企業の収益がよくなり、そこが伸びれば減税額も大きくなるというたようなことが一つ要因として挙げられると思えます。また、制度上の要因といたしましては、二十五年度の税制改正におきまして、いわゆる総額型の控除限度額、これがそれまで二〇％だったのを法人税額の三〇％に拡充したといったようなことが考えられるかと考えております。

効果についてでございますけれども、効果につきましては、毎年、租特透明化法という法律によって実績が出ておりまして、その実績を見ますと、先ほど大臣からも答弁がございましたとおり、中小企業等につきましても幅広く利用されているということでございます。民間投資や雇用を喚起するために研究開発税制を含む政策税制をいろいろと講じてきたわけでございますけれども、こういったことが一つの効果として、きつかけとして経済の好循環に結びついていると考えております。また、実際に民間の研究開発投資についても活発に行われているというふうに認識しております。

○青柳委員 それは金額や数で説明されればそういうことになるかと思えますけれども、国民全体あるいは中小企業も含めた、中小企業が圧倒的な数で九〇％なんですから、こういう税制を使えない企業に向けての説明としては少し物足りない気はいたしましたし、研究開発減税に限らず、法人税の租特は既得権になっっているんじゃないかという指摘も実際に多くあります。そして、法人税の租特で恩恵を受けている企業や団体が与

党に献金しているという指摘も、これは多くあります。これまでも議論でありました。

ですから、そうではなくて、やるのであれば実際に税の基本原則に沿って公平で中立で簡素にすればいいんだらう、この分野についてもそう思います。法人税の実効税率を下げて政策減税を縮小していく方がよっぽど公平なんじゃないか、税の基本原則にかなうんだらうと思えます。

先ほどの軽減税率の対象品目と法人税関係の政策減税が両方とも与党との構造的な癒着になるんじゃないかという指摘があることに對して、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 今の話に関して言わせていただければ、これに関していわれる与党との、まあ、特に軽減税率というものが今まだ導入されているわけではありませんで、コンニャクを安くしろとか、何かそういったような特定品目に関する陳情等々が自民党に來たというのは、少なくとも財務大臣の段階で知っていることは一つもありません。その点は、これはもう少しして二年後になってきたらいいけれども出てくるのかもしれないが、ちよつと今の段階では申し上げられませんが、

それから、その前の研究開発税制というのは、この二十年間を見ても、これは前からある税率ではあるんですが、基本的に今、日本の中で、内部留保というのが毎年二十三兆、二十五兆ふえて、この三年間で見てもトータル七十三兆円ぐらいの内部留保がふえておりますので、この内部留保というものが、本来だったらその金は賃金に回っていったり、また配当に回っていったりしてもおかしくない金だと思ふんですけれども、それが内部留保にたまる。傍らで、おっしゃるように、法人税が下がって、下がった分の利益はどこに行つたかといえは企業の内部留保にたまっただけというんだらう、何のためにやったんだかわからぬということになりはせぬですかという話は、この三年間ずっと経団連と言ひ合つて

少なくとも、有効求人倍率なんという話も大事なところでございます。労働分配率の話は、この四年間でどれぐらい下がりましたかね、七七、八あつたものが今は七〇を切つて、労働組合とすれば一番問題にすべきはこれじゃないかと思えますけれども、おたくらを応援してくれる連合はこの話はされませんものね。不思議だなと思つて、この間も連合の人たちにも、おたくらは何で言わないんですか、これこそ組合に対して言うべきなものであつて、俺たちが企業者に言っているのはおかしいでしょうがと言つて、何回も申し上げたことがあります。

そういった意味では、こういったような研究開発税制という、今やるべきAIとかロボットのこういったものに金を突つ込まずに、何となくじつと持つておられて新しい投資に金を突つ込まないという傾向は国としては長期的には極めて、今後この国は何で食つていくのかということを考えたら、進んだ技術というものにより多くの関心が行つてもらわなければならないかと。金が回らぬ、そつちの方に国が発展していかないと。点も考へて、この点はなかなか言つた割にはやつてもえなないところがある。やつてくれる企業は一生懸命やってくれるというので、企業経営者の性格というか、そういった姿勢の問題かと。青柳さん、そこところは難しいところなんです。ただ、私どもとしてはこの点は、今後とも日本がお国として伸ばしていかないと大事なことだとは思つております。

○青柳委員 残り時間が少なくなつてしまつたんですけれども、あと、予算の無駄遣いがないかについて、少しだけ質問させていただきますかと思つてます。

まず、T P P 関連予算の問題です。御案内のとおり、T P P は米国が離脱表明をしているので、少なくとも短期的にはT P P が当初の予定どおり発効する見込みはない、にもかかわらず多くのT P P 関連予算がついている、見直しが全くされていない。これはそのままやるのかどうか。

ＴＰＰ発効の見込みがない中でＴＰＰ関連予算がそのまま計上されていることについて、これはまず政府というか参考人側から御説明いただきたいと思います。

○澁谷政府参考人 お答え申し上げます。

私も、総合的なＴＰＰ関連政策大綱を実現、実施するための予算という形で整理をさせていただいているところでございます。大筋合意後、一昨年十一月に政策大綱を決定いたしました、この中に盛り込まれている施策は二種類ございまして、まず第一に、ＴＰＰを見据えて、これに備えることを契機として海外展開を行うとする中小企業への支援、対内直接投資の活性化、農林水産業の体質強化など、これはＴＰＰの発効を前提とせずに取り組むべき施策でございます。もう一つの種類として、米の買入れなどＴＰＰ協定が発効した後に必要となる施策。この二種類がございしますが、これまで措置をして、政策大綱を実施、実現するための予算として整理したものは、いずれも前者に該当するものでございます。

したがって、いずれも、自由貿易の推進に主導的な役割を果たしていく我が国として、ＴＰＰにかかわらず実施していく必要があるものと考えているところでございます。

○青柳委員 こういう財政が非常に厳しい状況の中で、今の説明だと余り納得できないんですね。時間が来てしまいましたので、一つ一つの事業についてきょうはちよつと取り上げることができませんでしたが、各省には結局ＴＰＰ関連予算というのがまだ多く残っているわけですし、本当に問題だなと思う事業も幾つか、全部とは言いませんけれども、幾つかは本当にあります。

最後に、麻生大臣に御所見をいただいて終わりたいと思います。この財政と予算が非常に厳しい状況の中、今のような説明で本当にいいのか、見直しは必要とお考えにならないのか、最後に伺いして、質問を終わりたいと思います。

○麻生国務大臣 会社をやつていれば誰でもわかるんですけども、予算をやれば決算なんです

よ。ここは決算が四年前から、考えられないでしょう。私のように会社の経営者をしていたときから見ると、理解不能。最初のところで……（青柳委員 変えてください）と呼ぶいや、変えてくださいって、そつちが協力してくれればいいんですよ、こんなもの。だから、そつちの方が大事なんですよ。参議院のように少し動いてきたところですよ。参議院のようには、決算の重要性というのはいさし理解させたい方いいなと私は率直に思いますので、全体としての考え方というのはいさし考えないと、今のようスピードが物すごく速くなつてきていますから、そういったものに対する時代の対応というのもしやないかぬという感じが正直なところですよ。

○青柳委員 きょうは終わります。どうもありがとうございました。

○玄葉委員長 次に、篠原豪君。

○篠原（豪）委員 おはようございます。民進党の篠原です。

今、麻生財務大臣からありましたように、本日は決算審査でありますので、これまでの事業の振り返りと、また、これまでの他の委員会でも議論になったことなど、重なる部分もあるかと思ひますが、全体像を少しでも理解しながら議論させていただきたいということで、その点、御寛恕をいただいて、そして、答弁される皆様方におかれましては、できるだけ的確に、かつわかりやすく、丁寧にお伝えいただければと思います。それでは、よろしくお願ひします。

まず、国有財産の管理と処分について伺ひをいたします。

これは財務省にお伺ひしたいんですけども、国有財産の売却について、随意契約による売却と競争入札による売却というのは、それぞれ具体的に、今、土地の問題として行政財産の話、いろいろ話題になつていますが、きょうは平成二十六年、二十七年決算ですので、例えば平成二十七年とかでもいいんですが、大体どれぐらいのものが存在するのかということをもつと最初に、基本

的なことですが、適当な期間を区切つて教えていただければと思います。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねの、財務省所管一般会計所属普通財産、平成二十七年における売却件数についてお答え申し上げます。

まず、一般競争入札によるものが約六百件余でございます。

それから、随意契約によるものが約三千七百件ほどでございますが、その随意契約の内訳につきましては、まず、公共性の高い地方公共団体とか社会福祉施設、学校施設等の用途に供する場合につきましては、約二百二十件でございます。

それ以外の随契でございますが、この場合、例えば、物納財産の土地で、その敷地の上に建物等の賃借権がある場合がございますが、そういうものがついているものはその権利者へ随契で売却できる。あるいは、旧法定外公共物としまして、昔、水路とか里道、細い道路に使つていたものな

んかでもう使われなくなつて、単独での処分が困難になるようなものがございますが、そういう旧法定外公共物を隣接の土地所有者に売却する場合なども認められておるわけでございます。そういう一般競争入札になじまない随契が約三千四百件余でございます。

○篠原（豪）委員 今のお話ですと、一般競争入札が六百件ちよつとで、随意契約が三千七百件くらいだということでした。今おっしゃつていただいたように、旧法定外公共物であるとか、随意契約に資するものというのは確かにあるんだろうというふうに思つていまして、残りの二百件というものが実際に随意契約であるというふうに理解をいたしました。

今おっしゃつたのが公共契約件数のお話、これが、地方公共団体、その他でいえば、売り払い先は社会福祉法人とか学校法人とか、あるいは不落地等随意契約となると思うんです。この辺で、随意契約による売却先というのはどのあたりがずつと多いのかということをお話いただければと思ひ

ます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の、いわゆる公共的な随契のお話だと思ひますが、約二百二十件の今申しました公共随契につきましては、ほとんどが地方公共団体で百九十件ほどございまして、残りに社会福祉法人あるいは学校法人等がございます。それ以外の、その他の、先ほど説明した物納財産の話とか旧法定外公共物等につきましては、多くの場合、個人というのが売り先でございます。

○篠原（豪）委員 国有財産の売却の話、まず一般的に教えていただいている最中なんですけれども、随意契約で売却したもののというのはどのような理由で随契となつていのか、一部伺ひいたします。

今回の森友学園みたいなところはどうかというところに入つていのかと思つて、私も全部それを調べるわけにいかないので、関東財務局の分とあと近畿財務局の分が具体的にどうなつていのかというのを少し見せていただきました、二十八年度分ですけれども。

これはどのような傾向があるかと調べてみると、何でこの二つをやつたかというところ、大体の傾向が把握できるだろうというところで見たいんですけども、関東財務局で計九十六件で、そのうち公共随契八十一件。内訳は、地方公共団体が七十一件、その他、これは社会福祉法人や学校法人等が十件となつています。そして、不落地随意契約件数。これは、競争入札したところに入札者がいないとき、再入札しても落札者がいないところ、ここには随意契約ができるとされていいるものが十五件。個人が四件、法人、例えば不動産とか建設業などが十一件で、個人よりも不動産屋さんとかが多いのかなというふうに思ひました。

近畿財務局でいえば、不落地随意契約件数が二十五件中七件、うち、法人が三、個人が四。そして、先ほどの関東財務局で御説明した公共随意契約件数が十八件、うち、公共団体が十一件、その他の社会福祉法人や学校法人が七件で、ここに今

問題となつてゐる森友学園が含まれるという理解でございます。

それはそれとして、売却とちよつとまた違うんですけれども、無償貸し付けで民間に対して貸していることがあるのかどうかということも具体的に教えていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御質問の無償貸し付けでございますが、国有地の貸し付けは時価によることが原則でございます。ただ、国有財産法等によりまして、地方公共団体等に一定の公共の用途のために貸し付けを行う場合には、政策的配慮から無償貸し付けが認められてゐるところでございます。

具体的には、国有財産法等に書いてございますが、地方公共団体等に対して、緑地、公園、ため池、用排水路等の用途のために貸し付ける場合、あるいは、地方公共団体や社会福祉法人等に對しまして、児童福祉施設あるいは更生保護施設等の用途のために貸し付ける場合には、無償貸し付けが認められてゐるところでございます。

したがいまして、今委員御指摘の民間の法人ということでございますれば、今申し上げました、社会福祉法人などに対しての無償貸し付けが認められてゐるところでございます。現実にも、児童福祉施設あるいは更生保護施設等に無償の貸し付けをしてゐる事例はございます。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

売却や貸付契約を結ぶに当たつて、これは大丈夫かな、後々問題になりそうだなというような特殊な契約と思われる場合があると、財務省さんだけで決めるんじゃないかと、事前に、会計検査院さんとかどこかほかのところと理財局が相談してやるということではこれまでもあるのかどうかということも、ちよつと確認させていただきたい。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

会計検査院は、検査院法に基づきまして決算の検査を行っているわけですが、国有地の売却につきましては、私ども、会計法令等に従つ

て行つた後に、会計検査院法に基づきまして、契約書などの証拠書類を検査院に提出するということになってございます。

こうした資料に基づいて検査院は検査を行つておると承知してございまして、国有地を売却する場合に事前に会計検査院に相談するという事は行つてございません。

○篠原(豪)委員 そうなると、理財局さんが国有財産を売却するときには、全て、法的にも、そしてその後問題になつても、どうなるかということに對しても最初から責任を持つて契約する、契約した後いろいろな書類を提出して会計検査院がチェックするというところでよろしいんですね。わかりました。そうすると、やはり相当理財局さんのお力に頼るところが大きいんだと思います。

この貸し付けのことで、今申し上げましたように、それが妥当だったかというのは後に会計検査院さんがやられるということでございます。

きょうは、会計検査院さんに来ていただいたおりますので、ちよつといろいろとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、今の流れがありますので、国有財産に係る検査についてお伺いさせていただきたいと思ひます。

会計検査院さんは国有財産についてどのような検査を行つてゐるのか、わかりやすく御説明いただければと思ひます。

○鈴木会計検査院当局者 お答えいたします。

会計検査院は、国の会計経理について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行つております。

一般的に、国有財産の管理及び処分については、国有財産台帳等の表示は適切か、対価に見合った国有財産を取得できているか、保有している財産の価値や機能が失われたりしていないか、貸付料等は適切に徴収されているか、国有財産は有効に活用されているか、会計法令等に基づき適切に売り払われているかなどに着眼して検査しております。

○篠原(豪)委員 では、その中で、国有財産、特に土地等の利用で、処分の状況に着目して検査して指摘する事項というのはどういふことがあるのか、森友学園さんのような、今回のようなケースというの過去にあったのかどうか、教えてください。

○鈴木会計検査院当局者 お答えいたします。

土地等の利用や処分の状況について指摘した事項といたしましては、所管がえにより引き受けた土地について、貸付契約の更改等を行わず貸付料が納付されていなかったもの、森林レクリエーション事業のため国有林野の使用を許可する場合の許可使用料の算定を誤つたため、許可使用料が低額となつてゐたもの、そして、国有港湾施設有償貸付契約において、貸付料の算定を誤つたため、契約額が低額となつてゐたものなどがござい

ます。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

こういった検査をするときに、先ほどの、最初の方の質問の続きとして実は確認したいんですけども、これは三月二日の参議院の予算委員会でも河戸会計検査院長がお答えになつてゐることなんですけれども、今回の国有地の売却については、まずは一連の事実関係の確認をしつかり行うことが重要であると考えてゐる、その後、国会での議論も踏まえて、正確性、合規性、経済性等の多角的な観点から検査を実施したいということでした。

既に着手をされてゐるという理解ですけれども、会計経理の裏づけとなる関係書類が廃棄された場合には、その詳細について正確に把握できない場合があるとしていますけれども、これは確認なんですけれども、会計検査院としては、国会での議論を踏まえてということになると、文書が存在しない面会等の交渉の担当者に関き取りで調査を行つたりすることはあり得るんじゃないですか。

○鈴木会計検査院当局者 申しわけございませぬ、通告になつた事項でございまして、私の知識の範囲内でお答え申し上げますけれども、こ

れも答弁させていただいたかと思ひますけれども、一連の会計経理について検査する過程におきまして、その文書の存在等についてもあわせて見ていくということになつてゐたと記憶しております。

○篠原(豪)委員 ごめんなさい、私がお伺ひしたいのは、いわゆる先ほどの理財局長からの会計検査院さんに送る決まつた書類というもののだけじゃなくて、国会での議論は、その枠を超えてしっかりと会計検査をした方がいいんじゃないかという話になつてゐて、会計検査院長さんは、私の理解によれば、国会での議論というものを、国民の皆さんのお声がありますので、しっかりと聞いた上で調査をするんじゃないかというふうに思つていて、そのときに、やるとすると、従来の行政文書だけじゃなくて、行政文書じゃない文書も調べることもあり得るのかどうかということ、もう一つは、聞き取り調査というふうなものの場合によつては会計検査院が行うことがあり得るのかということをお伺ひしたいと思います。

ですので、一つは、行政文書じゃない文書を調べる、そしてもう一つは、これまでと違つて、あるいはこれでもいいです。これまで、行政文書じゃない文書も会計検査院さんが検査するときに調べたことがあるのかどうか、そして、聞き取り調査なども行つて総合的に最後に報告を出すのかどうかということについてお伺ひさせていただければと思ひます。そういうことがあるかということ、あり得るかということです。

○鈴木会計検査院当局者 お答えいたします。

検査の基本は、会計経理に関する書類あるいは行政文書になるわけですが、それらを見る過程において、十分な心証を得るために、必要があれば聞き取り等の調査を行いますか検査を行うこともございます。

○篠原(豪)委員 その際には、聞き取りもそうなんですけれども、これまで、過去の他の検査においても、行政文書以外の文書というものも総合的に見せてもらつて、出していただいて検査するとい

うこともやっているかどうかということをもう一度確認させていただきます。

○鈴木会計検査院当局者 会計検査院としてそういう記録をとっているかと言われると、ちよつと正直自信がございませんけれども、個人の経験からしても、そういうことはあるということでございます。

○篠原(豪)委員 はい、わかりました。

では、今のお話でいえば、ふだんの会計検査に提出をする財務省からの書類、行政文書、あるものだけじゃなくて、場合によっては、やろうとしない文書、あるいは聞き取り調査というものをしつかりと事実を把握していくこともできるということだと理解しました。ありがとうございませう。

それで、なぜこのことを改めてきよう伺ったのかといえば、この一週間の新聞を見ましても、やはりこの森友学園の問題、僕はきようは森友学園の問題をメインで聞こうということじゃなくて、安倍夫人の話とかも出てきません。これは石関委員も先週そうだったのかもしれない。私のところでも出てこないんですけれども、きよう。

これはなぜかという、国民の皆さんの関心がやはりいまだに物すごく高いんだということだと思ひます。この高いのは、透明であるべき国有地の売却の経緯というものがなかなか見えづらくなつていて、その中において、新聞各紙もずっと記事を取り上げています。

この一週間だけ見ても、社説に注目しますと、内容の一部を御紹介いたしますけれども、三月二十八日の読売新聞に、売却価格が八億円減額されたことをめぐり、政治家の関与と行政側のそんなくの有無が焦点となつた、政府は引き続き、ちよつと途つまみまされけれども、説明すべきだけれども、与野党も、この問題の本質がどこにあるのか、熟考して質疑に臨むべきではないか。また、三十日の産経新聞の「主張」には、平成二十九年予算が成立した国会は、今も学校法人森

友学園の国有地の払い下げ問題が焦点となつて、国有財産の処分をめぐり、行政への疑惑を生じさせただけに、事実解明は欠かせないというふうになつていまして、この二紙は、その他のこともしつかりと国会、だから議論しなければいけないというふうな、論調の中でもそういうことをしています。

きのうの朝日新聞には、籠池氏発言は、虚偽の証言をすれば偽証罪に問われる証人喚問でのもの、その証人喚問での主張と政権側の主張には食い違いがあり、だからこそ、真相は何か、究明に力を尽くすことが国会の使命のはずだとした上で、憲法で国会に認められた国政調査権を行使し、さらなる関係者の証人喚問や、交渉記録を破棄したとしている財務省など官公庁に記録の提出を求めることも欠かせないという内容もある。

先週行われた共同通信の調査でも、国有地が格安で払い下げられた問題の経緯については、政府が十分説明していると思ひない、八二・五％ということでした。

やはり、そもその問題は、この土地が何で安く売られたのか、鑑定評価も本当に妥当だったのかどうか、そして、支払いも長期にわたつて分割される、なぜこういうふうになつたか知りたいたいんですけれども、そのことを明らかにする面談のやりとりや記録文書が破棄されてしまったというふうになつていて、これは、国民の皆さんからすれば、国民の皆さんの土地ですから、税金を納めていて、その納めたお金に色はないんだけれども、使う段になるとめぐりめぐつて不公平になつていんじゃないかというふうな、先ほども申し上げました一番透明でなければならぬ部分がよく見えないので、世論もおさまらぬように思ひます。

この件はこの件で、引き続き国民の思いを酌み取つていただいてしつかりと政府には対応していただきたいと思ひますけれども、麻生大臣、国民の皆さんが、八〇％を超えて、やはりもう少し説明していただいた方がよろしいんじゃないか

というふうな思っているようだけれども、今の話、会計検査院の話もありましたけれども、調べ方はいろいろあるんだということでございましたので、一言、御感想をいただければと思います。

○麻生国務大臣 これは、もうこれまでも各委員、決算委員会に限らず、その他の先生方からいろいろ御質問をいただいておりますし、同じ答弁なので恐縮ですが、引き続き丁寧に説明させていただきますと思ひます。

○篠原(豪)委員 わかりました。ぜひ、本当にしつかりとやつていただきたいと思ひます。こゝまで財務省、会計検査院さんに確認させていただいた中で、やはり気になるのが、国有財産の売買の交渉記録が、これまでの答弁とかも含めて、一年未満の行政文書というものは破棄していることが明らかになつたということなんです。

確認をさせていただきたいんですが、面会等の交渉記録の保存期間は一年未満ということなんですけれども、これは森友学園以外のその他の案件、さつき申し上げた例えば随意契約による国の財産の場合、売り払い先の内訳を見ると、公共随契の中で百九十件、そして不落等随意契約も何件かあるんだと思ひますけれども、この辺の、地方公共団体はともかくとして、そうじゃないところにかかわる売買の交渉、やりとり、そういった契約に至るまでの経緯の文書というのは、これは全部、売買契約の締結をもつて一年未満であつても廃棄するということに立っているんでしょつか、確認させていただきます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、公文書管理法の規定に基づいた財務省の行政文書管理規則に基づいて管理を行つておりまして、国有財産の管理、処分につきましては、決裁文書あるいは売り払い決議書、契約書等々をきちんと保存しておるところでございます。したがって、それ以外の個別の面会等の記録につきましては保存期間一年未満、それから、具体的な廃棄時期は事案終了後ということで、ほかの案件についても同様でございます。

○篠原(豪)委員 その御説明はずっと聞いているんです。

私の質問は、そうじゃなくて、例えば、随意契約の中でも公共随契として不落等随契がある中で、これは全部そういうふうな扱い、森友学園と同じような、契約の締結をもつて破棄することになつていんじゃないでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

基本的には事案終了後に廃棄というふうになつてございますので、個別に全部見ているわけではございませんが、基本は、契約が締結すれば事案終了ということで廃棄しているということでございます。

○篠原(豪)委員 まあそうですね、局長が全て見るわけにはいかないと思ひますので、大変な件数がありますので、それはさうだと思ひますけれども。

これは、実際には文書管理者の方に任されています。その文書管理者も、個々人の考えで恐らくやつていんじゃないかと思ひます。これは全部確認されていないと思ひますけれども、もししたら、人によつて、別に廃棄をしているわけじゃなくて残していたり、残していなかったりするというのが結構あるんじゃないか、実は全員が一年で捨てているわけじゃない、一年未満で捨てているわけじゃないというふうな思ひますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども財務省の行政文書管理規則上、行政文書につきましては、あらかじめ、保存期間あるいは保存期間満了後の措置について定めなければならぬということになつてございまして、保存期間満了後、例えば国立公文書館に移管しないというふうなものについては廃棄するというものになつておりますので、規則に基づいて事案終了後廃棄しているというところでございまして。

○篠原(豪)委員 済みません、では、ちよつと確認させていただきたいんですけれども、この文書管理規則に一年未満となつているのは、これは細

則で決められているんですか。一年未満で破棄していいかどうかというのはどこに書かれているかということをお教えいただきたいと思うんです。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

基本の大宗とは、財務省の行政文書管理規則にそれぞれの事項ごとに、国有財産でありますれば、国有財産の管理及び処分の実施に関する事項ということで、決裁文書等は三十年等々と定めてございます。

その文書管理規則の中に書きがございまして、本表が適用されない行政文書については、事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする、こうございまして、今委員がおっしゃいましたように、その保存期間基準を定めるというのを管理規則の細則に落として、その条文の中に、それぞれ保存期間については一年とか一年未満のいずれかの期間とすると書いてございまして、歴史公文書等に該当しない行政文書につきましては、先ほどのようなことになるということでございます。

〔委員長退席、石関委員長代理着席〕

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

その細則というのは、我々も見ることができるとでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、その細則自身が開示になっているかどうか、今ちょっと確認できておりませんので、確認させていただきます。

○篠原(豪)委員 私の手元にも、その根拠となっている備考の六、本表が云々かんぬんというところ、書いてありまして、最後に、保存期間基準を定めるものとなるようになっていて、ではどこに書いてあるんだろと見ると、ないんですよ。

私は探し切れませんでした。それを根拠に一年未満、一年未満ということになっているそうなので、これは見た方がいいのかなというふうに思ってお伺いをしたものでございます。

ちなみに、細則というのは誰が定めるものなのか、決めるものなのかということをおしわかれ

か、決めるものなのかということをおしわかれ

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私も、財務省の行政文書管理規則ということにございまして、この行政文書管理規則は大臣官房において定めてございまして、細則につきましても大臣官房において定めているんだというふうに考えてございまして。

○篠原(豪)委員 この公文書の行政文書管理規則を書きかえるときは、誰が書きかえを承認するかといえは、これは総理大臣なんです。この中身の細則の方は誰の許可を得るかという必要なのかというのがちょっとわからなかったもので、もうちょっと簡単に説明していただくことは可能ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮ですが、私も理財局は、財務省の一部局として、この財務省の行政文書管理規則に基づいて行政行為を行っておりますので、この管理規則そのものについて子細に、誰が定めてどういう手続論なのかと言われても、今ちょっと手元にございませんでお答え申し上げます。

○篠原(豪)委員 今回、この森友学園をめぐる国有地の売却に関して、国民の皆さんが非常に興味を持たれているところであります。

今、一年間で、一年未満で交渉の記録というものは破棄していいというふうになっている、これが法令の根拠であって、それにのっとってやっているんだから問題ないという御説明だと思えます。それについて、ただし、こういうことにな

なっているわけですから、本来であれば、会計検査院さんも、先ほどおっしゃったように、本

会計検査をしなければいけないものが出てきて、出てきたときに調べるメモがないみたいになっ

て、そしてどうしたらいいかわからないみた

いなことになっていることであれば、これは

は総理大臣が変えるということにもなっています

から、麻生財務大臣、副総理、きょう総理がい

らっしゃらないので、国民によりわかりやすい説

明をこれまでの答弁同様心がけていくというふう

におっしゃっていますので、この辺について少し

の財産、土地そして建物とかいろいろありますけ

れども、そのものに対してのやりとりはしつかり

と、今までの財務省さんが言ったようなことじゃ

なくて、記録するんだというように向けて

検討されるということはできないのかなと思うん

ですけれども、いかがでしょうか。

〔石関委員長代理退席、委員長着席〕

○麻生国務大臣 これは、たびたび、どうい

うことを言えば納得するかどうかというのは、な

が、これまで私どもでやってきたところで、我々

はできる限りの文書はこれまで提出をしてきてお

りますけれども、それでも納得できないと言われ

る面がありますので、私どもとしてはそれは苦慮

しておるところなんですけれども、いずれにして

も、こういったものは引き続き丁寧

に説明するつもりでございます。

○篠原(豪)委員 私が質問させていただいた

のは、これから国の土地、国民の皆さんの財産で

すから、これを売っていくときには、そのやりと

りも含めて、今ある行政文書管理規則をえ

ればこれはできることですので、それをえ

るというのは総理ということになっていきますけ

れども、このことについて、やはりそういった議

論を、副総理であられてそして財務大臣をやら

れる麻生副総理、この所管でもありますし、こ

ういったことが起きているので、前向きに検討さ

れてみてはいいかというふうにお願ひでありま

す。

○麻生国務大臣 先生御存じのように、今までも

ずっと、この種の話は年間に大体私ども四千件ぐ

らい毎年ある、年によって違いますけれども、平

均四千件くらいありますので、そのことに関しま

しては規則どおり、従来どおりやってきて、そん

なにこういった騒ぎになったことはほかには私は

ちよつと寡聞にして例を知らぬのです。今回の場

合は、たまたま向こうが学校を建てられるので急

いでやらないかぬなというふうな温情を示した

間違えたという話になっております、結果として

はね。

だから、役人は役人らしくやっていくという御

意見なんですよ、多分。そうやってたらこんなこ

とは起きなかつたじゃないかとおっしゃりたいの

かもしれぬけれども、それをすると、もつと温情

を何とかしてどうたらこうたらというのがまた来

るといふところがなかなか難しいところで、そこ

らのところの対応に苦慮せなかつたところなん

ですけれども。

私どもとしては、これまでもきちんとした対応

をやってきておりまして、少なくとも、その他の

ものに関して過去にそんなに大きな騒ぎになつた

例がありませんので、これまでも、これからは

ちゃんと対応はさせていきたいと思っております。

○篠原(豪)委員 別に役人の方々は役人らしくお

働きくださいなという話はしてはいるので、こ

ういった事件が起きて問題になっているので、こ

れから将来にわたって、せつかくい機会なので、

今はたつた一年未満で国有財産の売却の経緯とい

うものがなくなつてしまつて、それを見ることが

できないんですよ。なので、その経緯というもの

を残したらいんじやないかというふうな言つて

いるだけのつもりなんですけれども、何かほか

にありますか。

○麻生国務大臣 これは、裁判やらそういったこ

とにおける資料というのは残っているんですよ。

忘れぬでください。

ふだんの対話やら何やらで、その場面でのメモ

書きみたいなものは一年以内で破棄することに

なつておるというのを、これを二年たためる、三

年ためるという御趣旨じゃないですよ。全部た

めるわけ。膨大な資料になりますね。何千件もあ

りますよ。それは、それをためておいて、それを

ためなくていいというような選択をせなにかぬということになりますね。だって、これはためて、何でこれはためていないんだということになりますから。そうすると、ウン千件全部たぬかぬかぬということになりますと、それは膨大な資料になるというのが実態なんだと思いますが。

○篠原(豪)委員 では、私も申し上げたいんですが、別にパソコンで、データでためればいいだけの話であって、実は、先週の石関委員の質問のときに、文書はきちっと提出されていて、裁判のときにも近畿財務局から必要な情報を得ているから大丈夫だみたいな話、これまでもされていきますけれども、その文書をどういうふうに破壊したかという話になったときに、これは、業者に溶かしてもらってそして廃棄をするという方法が一点と、シュレッダーにかけてそれで廃棄をするという方法があつて、それがこの年度には四回ありましたと。たしか六月、七月、八月、十月だったか、大体そんな感じというお話だったんです。

私、今の話を聞いていて、実はデータはたまっているんじゃないかというふうに逆に思いました。私が思うに、文書は書ききらないと思いたすので、メモというものはワードか何かでもしかしたらためていくのかもしれない。防衛省の話じゃありませんけれども、それはサーバーにあるのかもしれない。近畿財務局にありますという話だったんですが、これは本省とつながっているのかどうかかわからないので、きょうは調べていないのでどうかかわりませんけれども。

そういうことであれば、データでたまっているかもしれないので、森友学園じゃなくても、ほかの案件でもいいと思うので、一年未満で本当に捨てられているのかどうかも含めて、残っているものがあるんじゃないか、その件数がどのぐらいあるのかというのを一度お調べになって、お調べになつてから、旧法定外公共物みたいな三千六百件のものは別にいいですが、残り二百件の、やりとりをしてちゃんとした売買をやつた土地というのがありますから、そういうたものに関して。

くてその後随意契約になったというものがあります。そういったものを例えば不動産業者とか建設業者が買っています。そういったものに関して、重大さの度合いというのは違ふと思うので、せつかくないので、そういったものを一回、本当に文書が残っているかどうか調べていただいて、調べていただければ国民の皆さんも、やはり財務省さんはしっかりと調べてやられているんだな、本当に森友だけだったんだということになるかもしれないので、それを見れば本当にできるかできないかということもわかってくると思うので。

私は御提案させていただきたいんですが、私も、いま一度調べて、USBにあるかわかりませんが、USBを持っていついていいのかわかりませんが、USBを探しているうちに何かほかのものがぼこつと出てきたり何か新しく出てきて、それが国民の皆さんに説明がつくようなものであればそれはいいことでありますので、ぜひ御提案させていただきたいと思うんですが、理財局長、いかがでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私も、行政文書は、紙もパソコン上のデータも同様の取り扱いにさせていただきます。紙の方は、先ほど申しましたように、さまざま不要になりましたが紙はそういうことで処理をさせていただきます。パソコン上のデータも、今ちょっと手元にございませんが、前に一度お答えしたことがございますが、短期間でそこは自動的に消去されて復元できないようなシステムになってございますので、そういう意味では、パソコン上にもそういうやりとりみたいなデータは残っていないというところでございます。

○篠原(豪)委員 最後の一言ですけれども、一度調べていただいて、それでも一度そういうふうな言つていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○玄葉委員長 この際、お諮りいたします。

政府参考人として文部科学省生涯学習政策局長有松育子君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○玄葉委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。

先ほど麻生大臣から決算は大事だという御発言がありましたけれども、四年分の決算同時並行という状態になりました。私たち野党の側はさんざん決算をやるべきだということを言つてまいりましたが、この間、安保法制やTPPを優先する官邸、それを受けての与党国対というところの責任は重大だということを最初に指摘しまして、質問に入ります。

まず、ヘイトスピーチ対策について伺います。

大相撲の三月場所、照ノ富士に対してモンゴルに帰れというやじが飛んだことが大きく報じられております。私も大相撲ファンの一人として大変悲しい気持ちにもなりまして、憤りも持ちました。モンゴルへ帰れという大見出しをつけたスポーツ新聞もあつて、この新聞はその後、批判もあつて、ネット上の記事から文言を削除した上で、ヘイトスピーチを想起させる表現があつたとおわびの表明をいたしました。

きょうは法務大臣に来ていた、たいていおりますが、このモンゴルに帰れというのはヘイトスピーチに当たるんじゃないですか。

○金田国務大臣 お答えします。

委員御指摘の件につきましては報道等により承知はいたしておりますが、具体的にどのような言動が不当な差別的言動に該当するかどうかは、具体的な言動の背景や前後の文脈、趣旨等によつて判断されることとなります。コメントは差し控えることは困難であります。コメントは差し控えたと思ひます。

なお、いわゆるヘイトスピーチに関して一般論として申し上げますと、不当な差別的言動はいかなる者に対してもあつてはならないものであります。

ヘイトスピーチの解消に向けた法律の趣旨を踏まえて、今後もその解消に向けた取り組みは適切に推進してまいらなければならない、このように考えております。

○宮本(徹)委員 法務省作成の典型的なヘイトスピーチの例を見ても、地域社会から排除することを扇動する言動という例の中で、〇〇人は祖国へ帰れというのがありますよね。これに当たるんじゃないですか。〇〇人は祖国へ帰れ、これは典型的なヘイトスピーチだ、間違いないですね。

○金田国務大臣 繰り返すにはなりますが、具体的にどのような言動が不当な差別的言動に該当するかどうかというものは、具体的な言動の背景、前後の文脈、趣旨等によつて判断されることとなります。コメントは差し控えることは困難であります。

なお、ヘイトスピーチに関して一般論として申し上げますと、不当な差別的言動はいかなる者に対してもあつてはならないものであるということが大切でありまして、ヘイトスピーチの解消に向けた法律の趣旨を踏まえて、今後もその解消に向けた取り組みは適切に推進しなければならない、このように考えております。

○宮本(徹)委員 同じことを二回読まれても困るんです。典型的なヘイトスピーチの例で、法務省自身が〇〇人は祖国へ帰れと挙げています。それから、当然これはヘイトスピーチに当たるんじゃないですか。〇〇人は祖国へ帰れという表現はヘイトスピーチの典型例ですね。これは変えたんですか。

○金田国務大臣 委員御指摘の件について報道では承知しておりますが、その詳細について承知しているわけではございません。コメントは差し控えたいと申し上げたとおりであります。しかし、一般論では、申し上げたとおりでございます。

保の視点も踏まえて、将来にわたってリスクとなり得る地下埋設物の存在範囲を合理的に設定し、その上で、国土交通省が定め、かつ、一般にも公表されております公共工事の一般的、標準的手法である空港土木請負工事積算基準に基づき見積も

りを実施していることから、この八・二億円の見積もりは適正なものであったと考えておりまして、改めて試掘を行う必要はないと考えております。

○宮本(徹)委員 いや、八・二億円が幾ら適切だというふうに大臣がおっしゃってても、九・九メートルまでごみがあつたというのは誰も見ていないんですよ。それは大臣も認めるわけでしょう。誰も見ていないものを信じる信じる信じると言つたつて、国民は信じようがないですよ。

今から試掘すればいいじゃないですか。掘つてみればわかるんですよ、あるかどうか。それがプリンかどうか確認するためには食べてみればわかるんだと言つた方もいますけれども、掘ればわかるじゃないですか。これだけ国民が疑念を持っているんですよ。正しい正しいと言ふんじやなくて、掘ればいいじゃないですか。どうですか。

○石井国務大臣 繰り返しの答弁になります。本件土地につきましては、買い手が将来にわたつて売り主である国の責任を一切問えないという瑕疵担保責任を免除する特約を付すことから、現在のリスクのみならず将来にわたるリスクも含めてこの瑕疵担保責任を剥がすということを考えているわけでございます。

したがつて、将来にわたつてリスクとなり得る地下埋設物の存在範囲を合理的に設定し適正な見積もりを実施しておりますことから、改めて試掘を行う必要はないと考えております。

○宮本(徹)委員 それは、もう国民の疑念を晴らす必要はないと言つているようなものに等しい答弁ですよ。将来のリスクと言いますけれども、九・九メートルまでごみがなければリスクにならないわけですよ。九・九メートルまでごみがあるということを確認しない限り、今の石井大臣の答弁というのは成り立たないんですよ。

麻生大臣、この土地は、国に戻ってくる手続を今始めていると思ひますけれども、戻つてきたらどうせまた売ることになりますよね。売るときは、ごみがどれだけあるのかというのをまた調べ

なきゃいけないわけですよ。いずれにしても、このごみの確認というのはこれから国にとつては絶対必要な作業になるわけですね。

だつたら、これだけ国民が疑念を持つているんですよ。白黒はつきりさせるために今掘る。いざ掘るんですよ。ごみの確認をしなきゃいけないんですよ。一緒だと思ひますよ。麻生大臣、そう思われませんか。

○麻生国務大臣 これは、今、石井大臣が答弁されていたんだと思ひますが、まず、いざ売ることになる。買う人がいますかね、真面目な話、これはすごく大事なことです。すぐ簡単に売ると言うけれども、買う人がいないからこれはこれだけ問題になつたんですよ。もともと。

だから、その上で、買う人がいる当てもないのに今ボーリングすればそれだけ政府としては金がかかりますから、私どもとしては、なるべく経費は少ない方がいいです。買う人が決まつてから、その上でその方と相談させていただきます。

○宮本(徹)委員 いや、別に買う人がいなかったわけじゃなくて、大阪音大だつて手を挙げていたわけじゃないですか、森友学園の前に。欲しいというところは、豊中市だつて、一番初めは、市の計画としてはあの土地まで含めて防災公園にしたかつた、でも、費用の面で話がつかなかつたという経過があるわけですよ。

結局、ごみがあつたかどうか、真実を確認するのが怖いという話なんじゃないですか。今の政府の答弁を聞いていても、そうしか聞かえないですよ。結局、掘らないというの、真実を隠したい、これだけじゃないですか、石井大臣。違いますか。

○石井国務大臣 先ほど答弁したとおりでございます。

○宮本(徹)委員 それでは国民は絶対納得しない、真実を隠したい、ごみがないと証明されるのが怖いんだということを言わざるを得ないと思ひます。

きょう、会計検査院にも来ていただいております。

す。

森友学園への国有地払い下げの値引きの妥当性を検証されていると思ひますが、九・九メートルまで試掘するというのも私は重要なツールの一つではないかと思ひますが、お考えを聞かせていただけるでしょうか。

○戸田会計検査院当局者 お答え申し上げます。委員お尋ねの国有地の売却につきましては、去る三月六日に参議院予算委員会から、国会法の規定により、「学校法人森友学園に対する国有地の売却等について」との検査の御要請をいただいたところでございます。

具体的検査の内容としては、大阪府豊中市の国有地の貸し付け及び売却の経緯、貸付価格及び売却価格並びに価格算定手続の適正性、当該国有地の貸し付け及び売却に関する行政文書の管理状況の三事項とされたところでございます。

御要請を受けて、会計検査院は、三月七日に、会計検査院法の規定に基づき、当該検査を実施する旨を参議院議長宛てに通知申し上げたところでございます。

現在、検査を実施中の個別の事項に関する検査手法についてお答えできないことを御理解いただきたく存じますが、会計検査院といたしましては、御要請をいただいた本件国有地の売却等につきましては、多角的な観点から適切な方法で検査を実施してまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 多角的な観点から。この問題をばつきりさせるためには、やはりごみが九・九メートルまであつたかどうかをばつきりさせるといふのが値引きの妥当性を検証する上でどうしても必要なことだと思ひますので、予算も確保していただいて掘る、はつきりさせるといふことも含めて検査していただきたいと思ひますので、御検討をよろしく願ひしたいと思ひます。

次のテーマに移ります。国交大臣、石井大臣、ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

配付資料を見ていただきたいと思ひます。これは、塚本幼稚園の新任理事長が出された新しい声明でございます。

この中で、これまで教育勅語の暗唱とか自衛隊行事への参加ということをやつてきたわけですが、これも、これは改正教育基本法の愛国心に基づいてやつてきたけれども、今後はその考え方を直す、そして、一九四七年の旧教育基本法で定めた、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を念頭に置いて、内容、カリキュラムを見直すというふうになつております。つまり、塚本幼稚園自身は、体制がかわつたもので、教育勅語の暗唱を見直す方向を打ち出しているわけですよ。

ところが、その一方で、先週末の閣議決定でこういう答弁書を安倍政権は出したわけですね、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育勅語について教材として用いることまでは否定されることがない。この意味を私はきょう確認したいと思つております。

大臣御存じのとおり、戦後、衆議院の教育勅語の排除の決議では、教育勅語についてこう言つていますね。根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際的信義に対して疑点を残すものとなる、こう書いてあります。つまり、教育勅語は徹頭徹尾主権在君、天皇から国民への道徳を守れという命令であつて、国民主権を定めた憲法に反していると思ひます。

きょう大臣にお伺ひしたいのは、教育勅語の中で憲法に反しない部分というのは一カ所でもあるんじゃないですか、その点を確認したいと思ひます。

○松野国務大臣 お答えをいたします。委員の方から、この内容に関して一カ所でも反しない部分があるかということでございますが、教育勅語に対しては、文部科学省の見解は、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもつて法制上の効力が喪失しているということでございまして、どの部分が憲法に反するか反しないかに関しての

判断を文部科学省においてするものではないと考えております。

○宮本(徹)委員 驚いた答弁ですね。だって、閣議決定で、憲法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではないと言っているんですよ。憲法に反しないような形で教材として用いることが否定されるものではない。だから、憲法に反するような形では使っちゃだめですよと言っているんですから、憲法に基づいて、これが反しているのか反していないのかとはつきりさせないと、こんな答弁書を閣議決定できるはずがないじゃないですか。

一カ所もないんじゃないですか、憲法に反しない部分は。はつきりさせてくださいよ。憲法に全て反している、憲法に反しない部分は一カ所もないと思いますよ。

○松野国務大臣 先ほど申し上げましたとおりでございます。どの一文をもってこれが憲法に反するか反しないかという解釈権の問題については、文部省が解釈権を持っているわけではないというのが先ほどの答弁の趣旨でございます。

○宮本(徹)委員 それでは、そういう答弁だと、結局、先週の閣議決定された答弁書の、憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではないというのは、実践のしようがないじゃないですか、実践のしようが。

もちろん我々、歴史教育の中で、戦前の教育の間違い、戦前、ああいう戦争に向かっていく中で、教育に関する勅語やあるいは軍人勅諭が国民を思想的に動員するものになった、こういう反面教師の材料として使う、扱うというのはあり得る話だと思えますよ。だけれども、それ以外のやり方で、教育勅語に、どこかこの中に一文でも、

きょう資料でもつけていますけれども、憲法に反しないところがあるということを考えていたら大問題だと思ふんですね。その点はどうですか。

○松野国務大臣 今回の閣議決定した答弁書において、憲法や教育基本法に反しない形で教育勅語

を教材として用いることまでは否定されるものではないという答弁でございます。ですから、今の話のとおりでありますけれども、憲法や教育基本法に例えばその内容自体が趣旨として反するものであっても、要はその教え方がどうかということがポイントだということでございます。

例えば、教育勅語の全文または一部が、もう既に中学校の社会科学の教科書や高等学校の歴史科、公民科の教科書において歴史的事実を学ぶための参考資料として掲載されているところでありまして、これは、各学校、児童生徒が我が国の歴史についての理解を深める観点からその資料を使っているわけでありまして、そういった用い方、教育指導の内容においてこれらが教育勅語を教材として用いることには問題がないというのが今回の答弁書の趣旨でございます。

○宮本(徹)委員 つまり、戦前の教育がおかしかったという歴史的事実を学ぶ材料として使うのは今でもやっていることだ、そういう意味以上のものではないということですね。その範囲なら、それは当然のことだと思えますよ。

ただ、先ほど来、教育勅語の内容について憲法に反するかどうかという点についての答弁は避けられ続けているわけですが、もし、教育勅語の中にどこか一カ所でも憲法に反しない部分があるかのような解釈をもってこれを教育現場で教えるということになったら、私は、戦前の二の舞です、昨年度までの塚本幼稚園のような教育を広げていくという過ちにつながっていくことを厳しく指摘しておきたいと思えます。

もう一点、きょうは稲田大臣にも来ていただきました、籠池氏への累次にわたつての防衛省からの感謝状についてお伺いしたいというふうに思います。

籠池氏に防衛大臣感謝状が贈呈された理由は、海上幕僚長が出した上申書によりまして、将来の青少年への防衛思想の普及、ここに功労があったというところでございます。

きょう、資料を配っています。資料の三をござ

んいただきたいと思えます。籠池氏が園長を務めている塚本幼稚園の児童が、自衛隊が支援している行事に参加したものの一覧でございます。

これを見ればわかりますけれども、毎年、海軍慰霊祭というものに参加しております。ここで塚本幼稚園児がセレモニの一環として教育勅語の唱和を行っていることは、塚本幼稚園のホームページにも、そしてこの資料の下にも書いてありますように、水交會、自衛隊OBなどが入っております。水交會、自衛隊OBなどが入っております。水交會のホームページにも記載をされております。そして、そこにありますように、海軍慰霊祭には、自衛隊の儀仗隊、それから幹部の皆さん、呉地方総監、阪神基地隊司令、あと、この資料に出ていませんけれども、近畿中部防衛局長なども参加しております。

稲田大臣にお伺いしますけれども、自衛隊が支援するこうした行事で幼稚園児が教育勅語の唱和を行うということについて、幹部の皆さんも行事に参加されてきたわけですが、誰一人としておかしいと思う人はいらつしやなかったんでしょうか。

○稲田国務大臣 まず、委員御指摘の行事ですけれども、それは部外の団体が主催したもので、防衛省・自衛隊が参加した行事に塚本幼稚園の園児が参加された十四件のうち、十三件の行事に海上自衛隊呉地方総監や阪神基地隊司令が参加していることを確認いたしております。

その上で、塚本幼稚園の園児が参加した当該十四件の行事の中で塚本幼稚園の園児が教育勅語の唱和を行っているか否かについて関係者への聞き取りや残されている資料の確認をいたしました。が、現時点で、塚本幼稚園の園児が教育勅語の唱和を行っていたことを確認はしていない、これは前回も外務委員会が御答弁をしたとおりだと聞いております。

いずれにいたしましても、部外の団体主催の行事の内容について防衛省としてお答えする立場にはなく、お答えは差し控えたいというふうに思います。

○宮本(徹)委員 部外、部外と言いますけれども、水交會というのは自衛隊のOBの皆さんがつかわれている団体で、自衛隊が相当支援しているわけですね。儀仗隊とかラッパ隊とか、みんな一緒に参加してやっているわけですよ。幹部の皆さんも参加しているわけですよ。全く無関係の団体で、何かどこかのセレモニにちよこつと行ったという話じゃないんですね。毎年のように自衛隊が部隊まで派遣して、儀仗隊やラッパ隊まで派遣して、幹部の皆さんも必ず行くようにしているこの海軍慰霊祭の行事の話を聞いているわけですね。そこに毎年、位置づけて参加されているわけですね、自衛隊の幹部の皆さんも。承知してないという話じゃないと思うんですね。

先ほど、聞き取りを行ったと言いますけれども、聞き取りすればわかるはずですよ。ホームページにも教育勅語を唱和する様子というのは動画でも出ているわけでありまして、日報問題と一緒にですよ。大臣がちゃんと調べろということをやれば、すぐわかる話だと思えますよ。ちゃんとこれを調べさせてくださいよ。

○稲田国務大臣 当該十四件の行事の中で塚本幼稚園の園児が教育勅語の唱和を行っているか否かについて、関係者への聞き取りや残されている資料の確認をいたしました。ホームページに記載されていることは承知をいたしておりますが、現時点で、関係者への聞き取り、残されている資料等において塚本幼稚園の園児が教育勅語の唱和を行っていたことを確認はしていないということを確認を申し上げておきたいと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、これらは部外の団体が主催した行事であつて、他の参加者が行う内容について防衛省としてお答えする立場にはないことを申し上げておきたいと思えます。

○宮本(徹)委員 ですから、ホームページは承知しているというお話なわけですよ。ホームページには出て、世間の公然とした事実になっているのに、防衛省の職員に聞いたら、そんなものは知り

ません。何か、この間の陸上自衛隊の日報問題と同じじゃないですか。世間はあるんじゃないかということも言つて、今報道されているわけですが、聞き取りをやつても、ないないないといふものが答える。同じことが起きているじゃないですか。

これはちゃんと調べさせることが必要だと私は思いますよ、稲田大臣の責任で。どうですか。

○稲田国務大臣 まず、日報に関しては、私の指示で、用済み後廃棄したものを探して公表したわけでございます。しかしながら、今、報道を受けて、特別監察をして徹底的に事実調査をしている、まさにそういう段階でございます。

この十四の行事に関しては、自衛隊・防衛省ではなく部外団体が主催した行事に、また他の参加者が行う内容について防衛省としてお答えする立場にはないということを申し上げているところでございます。

○宮本(徹)委員 調べようもしないというのは、本当にひどい話だと思いますよ。

結局、教育勅語に対する認識が、稲田大臣自身から、これはすばらしいものだと思つていて、から、そういうかばうような甘い対応になつていくんじゃないですか。一大事があれば天皇のために命を差し出せということを自衛隊支援行事で幼稚園児に暗唱させてきた、これを防衛思想の普及だといつて、防衛思想の高揚だといつて感謝状を出してきたわけですよ。

最後に一問だけ聞きます、時間ですので。なぜいまだに感謝状を取り消さないんですか。

○玄葉委員長 稲田防衛大臣、時間なので簡潔で結構です。

○稲田国務大臣 籠池氏に関しては、現在、国会における議論がなされ、またさまざまな報道等がなされているところでございます。本件については、籠池氏に関する事実関係を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 結局、いまだに取り消さないのは、教育勅語の問題を大臣自身が擁護している姿勢があるからだと厳しく指摘して、質問を終わります。

○玄葉委員長 次に、松浪健太君。

○松浪委員 日本維新の会の松浪健太であります。

本日も、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、冒頭でありますけれども、先ほどから報道の話が出ておりました。決算四分分、衆議院で未議決ということでもあります。ちょうど、今まで停滞しているというときであればこれも効いたのかなと思いますけれども、先般から行政監視については参議院にもない動きをこの場でさせていただいている。何代前かわかりませんが、谷畑委員長時代に、もう五、六年前でしょうか、衆議院では非政策的質疑というイギリス型の、大臣、副大臣といった政治家による質問よりも、やはりこれからは決算においては役所とやりとりする。

以前も、非常に恥ずかしいことでありますけれども、四年前は三年一括審議というのをした。そのときなんかでも政府側と、そして、政権交代をしているので、それを決めたのは当時の民主党じゃないかというような話になりかねない話も多い。

我々はこれから新しい文化をつくっていくかなければならないと思いますし、こうやって動き出しではいるんですが、先ほどの理事会でも、今国会で二十四、二十五、二十六、二十七を上げられないんだつたら閉中審査でもやろうじゃないかという声が与党、野党の間から、これは党派関係なくこういう話が出ていた。

これを議事録に残しておくことも私は重要かと思ひますので、その点、後刻理事会での協議をお願いしたいと思ひますが、委員長、いかがでしょうか。

○玄葉委員長 ただいまの件につきまして、理事会でしっかり協議をしたいと思います。

○松浪委員 ありがとうございます。

先ほど共産さんも野党からやるべきだと言つてきたと言ひますけれども、やはり野党の側も大臣を出せとか、そういうところでスタックしてきたのがこの決算委員会だと思ひますので、このあり方も含めて改善をしていくべきだと思ひます。

個人的には私は、予算委員会の裏で副大臣で動かし、総括で総理にお出になつていただく、こうした切り分けて最低限いいのではないかなと思ひますけれども、こうした論点のもとに今後は決算審議を行つていくようにお願いしたいと思ひます。

それでは、質疑の方に入らせていただきます。一問目は、特に平成二十七年決算においてです。

平成二十七年年度決算、会計検査院からの指摘が約一・二兆円あって、そのうちの約一・一兆円が預金保険機構の金融機能早期健全化勘定についてであります。

一・二兆円のうちの一・一兆円なんですけれども、私は参議院での議論も読ませていただいたて、衆議院の青柳議員も以前一度質疑をされている。どれを見ても一往復ぐらいでありまして、なかなか一・一兆という大きな額の割には議論がされていない。

なぜかなと思ひますと、報道ベースでは正直言つてこの一・一兆円は埋蔵金だと言われた、麻生大臣はこれは埋蔵金ではないというふうにおっしゃつて、これはどちらともとれる部分があるのではないかなと思ひます。

実際、会計検査院が今回、会計検査報告書を出しているときも、これもなかなか興味深いわけでありまして、何と、金融機能早期健全化勘定に係る余裕資金の活用については、金融庁の見解というものの、つまり会計検査院が自分が調査した金融庁の言い分というものの、私はこうして切り抜きを持っていますけれども、これを会計検査院は載せてきた、それだけに一概にこの問題をばつさり切ることが難しいという問題だと思ひます。

私は個人的にはこの問題は、余裕資金という、税金の無駄遣いとは言えないと思ひますし、逆に単に埋蔵金と言うのも難しい、一種の埋蔵金というものが実際の位置づけであらうというふうに思ひます。この問題、金融危機を端緒にして議員立法でなされている、それがために、法改正するにしても金融庁側もちよつとさわりにくいところがあるのではないかなというふうに思ひます。

こうした中で、特に話をややこしくしている問題が一点あるかと思ひます。

今まで発行した機構債もほぼ完済されているわけでありまして、これまで機構債もほぼ完済されているし、損失も確定してきているわけでありまして、ここでこれをややこしくしているのは、東日本大震災のときに六つの協同組織金融機関向けの特例というものが行われた。結局、これを後で入れてきたことによつて、解決が図られてから余裕資金を国庫に返すということが法律に明記されているがために、勘定が終わらないから返すに返せない、国庫に返せないという現状が続いているというふうに思ひます。

そこで、まず金融庁に伺いたいのは、六つの金融機関向け特例について伺いたいと思ひます。現状についてお願いします。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、金融機能強化法附則第十一条に定める特定震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例に基づきまして、六つの金融機関、これは四つの信用金庫と二つの信用組合でございますけれども、これに対して平成二十四年一月から二月にかけて合計九百九十億円の資本参加を実施いたしました。

これらの金融機関の平成二十八年三期末の決算におきましては、いずれの金融機関におきましても当期純利益が確保され、これまでのところ、利益剰余金は合計三百十五億円ということで順調に積み上がっております。

現在のところ、公的資金の返済について懸念が生じている金融機関はないというふうを考えております。

引き続き、金融仲介機能の發揮、金融システムの健全性を確保する観点から、金融庁といたしましては、資本参加金融機関における収益性、財務の健全性の維持向上のための取り組み等をモニタリングしてまいりたいというふうに考えております。

○松浪委員　今お答えにもありましたように、余剰資金というか余剰資金は一・六兆円程度にまで回復している、以前、金融危機のときに金融機関が自分たちで借りたお金をこれだけ余り余って積み上げてきた、このことは私はすばらしいことだと思えます。一方で、今おっしゃったように、六つの機関に対する特例はほとんど心配ないところまで来ていますけれども、その分のペイオフコストを考えたとしても、まだこの一兆一千億が残っているというわけであります。

ですから、剰余金を国庫に納付できない理由とこのうのはもう明らかだと思ふんですけれども、もう一度御説明をお願いいたします。

○遠藤政府参考人　お答え申し上げます。

早期健全化勘定の剰余金について現在国庫納付ができないというのは、金融機能早期健全化法上、同勘定の廃止時に国庫納付するという規定があるからでございます。

現在、早期健全化法に基づく業務につきましては、新生銀行株式の管理業務でありますとか、金融機能強化法の震災特例の損失負担に係る業務といった業務が継続しているところでございます。当該剰余金は預金保険機構において適切に管理されておりますけれども、こういった早期健全化法上の規定に基づきまして現在国庫納付はできないということでございます。

○松浪委員　つまり、当面これを廃止することはできないわけでありまして、我々はまた次の方法を考えないといけませんけれども、積み上がった剰余金、今この剰余金が埋蔵金だと言われ

るゆえんは、やはり活用がなかなかされないからだと思うんです。剰余金の運用は今どのようになっていますか。

○遠藤政府参考人　お答え申し上げます。

預金保険機構の業務上の余剰金につきましては、預金保険機構の規定によりまして、国債等の有価証券や金融機関への預金等により運用することとされております。

早期健全化勘定の利益剰余金は、これまで国債による運用が大宗を占めておりました。足元では、現下の金利情勢等を踏まえまして、日本銀行当座預金への預け入れとしてというふう聞いております。

○松浪委員　つまり、このマイナス金利下では、国債とか、ほとんどブタ積みになっているというのが今の現状だと思えます。

結論的に申し上げて、冒頭にもこれは議員立法ででき上がったということを申し上げます。

金融庁は、冒頭に申し上げた、金融機能早期健全化勘定における余剰資金の活用についての見解というのを会計検査報告にも載せているわけであります。

まさにそこで書かれていることは、二十七年期末現在でありますけれども、金融再生勘定、区分経理でありますけれども、当時の金融国会で金融再生法という法律が同時につくられております。

この金融再生法では破綻した金融機関の事後処理のための金融再生勘定を設けている、これがマイナスになっている。一方、早期健全化法は、金融機関に対する事前予防的な資本増強の目的で当該の今の勘定がつけられているということで、私はこれは表裏一体の、一体的な面があるかと思えます。

こうしたことを考えると、当面、今のままでは金融機能早期健全化勘定が廃止される見通しが立たないために、法の定めにより巨額の余剰資金を国庫に納付することができないというところが一方である。一方、やはりこれは議員立法ですので、この裏表は、ほとんどの損失も確定している

ので、議員立法では、私はやるべきだとは思いますが、政府のところではやりにくいなと思うんです。そこで、私も一度議員立法を考えてみたい、法制局と詰めてみたいとは思いますが、その前に、立法で解決するにはどのような課題があるのか。これは事務方に、どういう課題があるのか伺いたいと思えます。

○遠藤政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、早期健全化勘定の剰余金は、法律上、この勘定の廃止時に国庫納付することとされております。

この早期健全化勘定の剰余金の取り扱いに関し、勘案すべきところとしては、まず、一部の勘定の現状のみに着目するものではないということ、平成金融危機への対応を進める中で、預金等の全額保護のため約十・四兆円という巨額の国民負担が確定しているといった経緯があること、預金保険機構の金融再生勘定に委員御指摘のように欠損金あるいは含み損等が発生していること、それから金融資本市場の状況等によりその含み損等は変動することなどを踏まえまして、総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

○松浪委員　御答弁はいつも総合的、総合的であるんですが、総合的とお答えになつて迅速に物が動くことというのは私は余り見たことがないわけでありまして、総合的は否定しませんが、やはり迅速に、金融再生勘定とこの勘定、そして十兆四千億、これはもう戻す当てはなかなか難しいと思えますので、やはりそこは政治決断で、与野党のコンセンサスを得てやるべき課題かなというところをこの委員会でも申し上げておきます。

今、一・一兆円という大きな話を伺いましたけれども、次は、預金者保護における問題を伺おうと思えます。

といいますのも、私、この間ある方から伺って、ある会社が盗難に遭った、印鑑と通帳を盗まれた、別々に保管している印鑑と通帳を盗んだ、これを大手銀行、メガバンクにその盗んだ人たちが

が持つていったところ、普通、個人の預金は預金者保護法で今は全額保護されるわけでありまして、よほど注意義務を怠っていない限り保護されるわけですが、法人というのはそうではない。

個人で行っても大体、免許証を出してくださいとか、かなりのチェックがあるんですけど、何とノーチェックで億単位のお金が入ると、盗みに入った犯罪者に持つていかれたというんです。

銀行窓口対応というのは、法人の場合はこんな簡単なことで、ほぼノーチェックで、私がこの社長ですと言つて身分証明書も出さずに、印鑑とこれだけで数億をすつと動かす、こんなことに銀行は何の瑕疵もない、こういうことが言えるのかどうか、伺います。

○遠藤政府参考人　お答え申し上げます。

これは法人における本人確認に関する関連の分野だと思えますけれども、犯罪収益移転防止法という法律がございます。この犯罪収益移転防止法におきましては、銀行は、預金契約の締結すなわち預金口座の開設を行う際には本人特定事項を確認しなければならぬと規定されております。一方で、その後には預金の引き出し等の取引を行う場合には改めて本人特定事項等の確認を要しないというふうになされております。

法人の場合は、本人特定事項は名称及び本店または主たる事務所の所在地でございますし、そのときに本人を確定する本人確認書類は登記事項証明書あるいは印鑑登録証明書等でございます。ただし、犯罪収益移転防止法の施行令及び施行規則におきまして、取引の相手方が個人顧客あるいは法人顧客の取引の任に当たっている自然人に成り済ましている疑いがある場合においては、本人特定事項の確認の方法とは異なる方法によつて確認を行うものという規定がございます。

施行規則で具体的にどういった確認を行うのかということが書かれておまして、法人顧客の場合であれば、委任状や取引の任に当たっていることを証する書面の提示を求めたり、あるいは銀行から法人顧客に電話をかけた取引の任に当たってい

午後零時四分休憩

午後一時開議

○玄葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○神田委員 お疲れさまでございます。自由民主党の神田憲次でございます。

本日は、質疑の時間をいただきまして、委員長初め理事の先生方に心より感謝申し上げます。また、答弁対応ということでございまして、国税庁の飯塚次長と総務省の林崎自治税務局長にお運びいただいております。いつもありがとうございます。

本日は、決算行政監視委員会での質疑ということとございまして、原点に立ち返りまして、決算審査の意義に関する問題意識から始めさせていただきます。いわゆる公会計の立場からするならば、予算は、国民から委託され、国会が認めた行政による国政の運営計画であります。であるからこそ、国の予算審査は非常に重視されるわけです。まさに、哲学や理念を含めた国家運営の本質を問いかける質疑であるわけですから。

ところが、その一方で、決算は国政の運営実績と言われております。予算執行の結果が決算でありますから、決算には予算編成や執行の結果を評価する意義があると思います。一般経済で言うところの決算すなわち企業業績などに比べると、国家運営の指標としての役割は目立たないと思いますが、予算執行の受益者であり、税金という形で資本を提供している国民の立場から見ましたら、この決算が妥当なものであったのか否かを国会で審議すること、これはまさに国政の運営が適切であったかどうかを判断し次の予算に反映させるという重要な意義を持つてはいるはずですが、予算審査にせよ、決算審査にせよ、ことは何

だか違う問題ばかりに審議時間を使ってしまう

先生おっしゃるとおり、ペーパーレス化というのは世の中の趨勢になっているんじゃないか、これは我々も認識しております。

ただ、議案類につきましては、配られている資料にあると思うんですが、多くは印刷配付するということが法規上、規則とか国会法で定められておりますので、どうしてもなかなか事務局限りでは済みませんので、当然これは議連の理事会でしっかりと協議していただければと思っております。

以上です。

○松浪委員 まさにそのような答えが返ってくるということは予想がされたわけでありますけれども、これはまた、我が党の遠藤国対委員長も、二十八日の日ですか、議連の理事会でも提起をして

いるということでもあります。このペーパーレス化はまさに法にかかわる問題ということで、我々議員がこれを変えていかなければならないというふうに思うわけでありまして、この努力はこれからしっかりと続けさせていただきたいというふうに思います。

今、事務総長にお答えをいただきました。私も知らなかつたんですけれども、事務総長のお給料というのは事務次官よりもまださらに上だということでありまして、まさにこの権威ある衆議院の合理化というのは衆議院の権威にもかかわるものであると思っております。また各党の先生方もこれからこの課題を各党に持ち帰っていただいて、議連の担当者に国会改革も、無駄遣いと、まさに政府が二十九日の経済財政諮問会議で行政面ではIT化を進めて行政コストを二割削減していこうという時宜を得た提案をされていますので、それに対応して衆議院もしっかりと合理化していただくことをお願い申し上げます。質疑を終わります。

ありがとうございます。

○玄葉委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

先生おっしゃるとおり、ペーパーレス化というのは世の中の趨勢になっているんじゃないか、これは我々も認識しております。

ただ、議案類につきましては、配られている資料にあると思うんですが、多くは印刷配付するということ

が法規上、規則とか国会法で定められておりますので、どうしてもなかなか事務局限りでは済みませんので、当然これは議連の理事会でしっかりと協議していただければと思

っております。

以上です。

○松浪委員 まさにそのような答えが返ってくるということは予想がされたわけでありますけれども、これはまた、我が党の遠藤国対委員長も、二十八日の日ですか、議連の理事会でも提起をして

通告をたくさんしていただんですが、ちよつと厚労省にも伺おうと思つていたんですが、先に国会での取り組みについて伺おうと思います。

日本維新の会では今ペーパーレス化ということを行わせていただいております。部会の資料というのは紙で一切出ないようになつております。当初は各省庁も、こんなのを一々電子化するの

か、維新のためだけにということだつたんですけれども、今は逆にこれは楽になつてしまつて、我が党の部会に來るとプロジェクトにデータを移すだけでいいということになつています。

これは使う側にとつても便利がとてつもないものでありまして、今までであれば一国会終わると資料を全部捨てたりということをしなかつたといけなかつたんですけれども、部会ごとに日付と、どの省がどのような法案を出してきたか、また、法案の資料もよく、こんな太い資料もありますよ。何かこれで体でも鍛えるのかというぐらい重い本もあるわけでありまして、そうした太い資料もこれに入れておくだけでアクセスできる、大変便利がいいということがあります。

こうしたことで、きょう、「議案類印刷費 予算・決算額等調」を衆議院にお出しいただきました。こうした法案と行政の資料というのを、立法府と行政府はありますけれども、同じような形で共有できるようにすれば、恐らく自民党の先生方も部会の資料を、下に行つたらビジョンボックスにあつて、きょうのやつだから、出ていないのをこれでもらつておこうなんというところもあるかと思うんですけれども、非常に便利になるわけでありまして、これはコストだけの話ではないですね。やはりエコロジーという点で、膨大な無駄な紙がこの国会から消えていくというのも一つであるかと思つています。

そこで、衆議院に伺いますけれども、こうした改革というのを衆議院の中でこれから検討していく、また試算していくというふうな取り組みはどのようにすればよろしいんでしょうか。

○向大野事務総長 お答えさせていただきます。

ることを確認することになつております。

金融庁で規定しております監督指針でございませうけれども、この監督指針におきましても、盗難通帳等による預金の不正払い戻しを防止するために、窓口での預金の支払い等に当たつては必要に応じ取引時確認を行う態勢が整備されているかを規定しております。

引き続き、預金引き出しに当たつての確認を徹底するように指導してまいりたいというふうに考えております。

○松浪委員 では、今私が申し上げた件については、やはりその規則については明らかに瑕疵がある、違反しているような状況になるのかということとを伺います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の事実、個別事案に基づきまして具体的にみていかないと、こういった規定に実際に当たるといふかというのが何とお答えしがたいのでございまして、いろいろと金融機関等に実務はどうなつてい

るのかという話を聞きま

すと、通常の例えば企業の会計の担当者人間が引き出しに來るといふ場合は問題がないわけでは

ないかというふうな考えられますので、そこら辺は個別の事案に基づいて適用を考えなければい

けませんけれども、もしそういう具体的な事案があるのであれば、そこについてはきちつと検討し

ていかなければいけないというふうな考えております。

○松浪委員 今委員の皆さんからも、こんなのは処分

に値するというお話も出ていますけれども、まさに私は、テロ等準備罪とか今言われている中

でこうした犯罪が行われるのであれば、こういうことはしっかりと指導していただく必要があるう

かと思つています。

て、私自身も地元で、真摯に国を思う方であればあるほど、国政の本筋から道を踏み外すなどか、何だか今度の国会はがっかりだというようなお話を伺いするし、厳しく叱責をいただいているところでございます。もっともな話なんだと思います。

決算行政監視委員会では、ぜひ本論に立ち返りまして国政の運営実績としての決算の審議を続けてまいりたいと考えておりますし、会派を問わずそうあってほしいと思う次第です。

先ほど、決算は予算執行の結果の検証であり評価である申しましたが、本日は、予算のうちでも、歳入、特に税の徴収について御質問いたしたく考えております。

まず、地方税の電子申告制度、eLTAXの件ですが、平成十五年からシステムの開発が始まりまして、平成二十二年四月には全国千八百の自治体が全て接続を完了しまして、現在は国税の電子申告、eTaxとも接続されまして、制度として定着してきたと感じている一人であります。

この電子申告は事務コストの削減ということで非常にいいことであると思ひますし、またこれを地道に進めてこられた方々の御努力もあったからこそと敬意を表するものであります。

そこで、実は、ことしの確定申告から大きな変化がございました。それはマイナンバーなわけです。マイナンバーの添付義務、提出が必要になったわけでありまして。

このマイナンバーのせいなのかどうか分かりませんが、あるいはふるさと納税が人気沸騰のせいなのか、そこところの本質的な理由はわかりませんが、ことしの一月三十一日は、十一月決算法人の確定申告、また五月決算法人の中間申告、さらには給与支払い報告書の提出、それから償却資産税、固定資産税の申告と、四つの締め切りが重なる日でした。こんな重なる日にeLTAXのシステムダウンが発生しました。既に報道もされておりますが、長いところだと数日間、電子申告による申告が受理されたかどうか、申告した側、

納税者側にわからない状況が続きました。

私自身も、二月二十二日の予算委員会の第二分科会での件について質問をさせていただきまして。あのときも林崎局長に御答弁いただきました。のですが、事態は進行中ということもありまして、データの不達や申告情報も追って到着するであろうといった、まだはつきりしない中での予想だったわけですが、このところの状況を見ておりますと、どうもそういう状況じゃないんじゃないかなという心配がございまして、一度きちんと状況を確認させていただきたく思っております。

状況の把握ということでは、二月十日に、システムを運用する地方税電子化協議会が事態を分析した報告書を公式ホームページで公表しております。これによりまして、予想を超えたアクセスがeLTAXに集中したことによって、あらかじめeLTAXに設定されている負荷上限を超えたためと発表された文中にはございまして。

実際にどのようにアクセスが集中したのか、事実関係を具体的に御説明していただけますでしょうか。そして、解決に向けてはどのような対応をとったのか、また来年以降同じような混乱が生じないのか、どのような策を講じているのか、御説明いただけたらと存じます。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。ただいま御指摘いただきましたように、今般、eLTAXにおきまして、一月二十七日以降、アクセス集中とシステム障害が生じまして、二月一日午後までの間、電子申告などがつなげられず、つながらなくなったりという、一時的につなげられにくい状況となったと承知しているところでございます。現状は、それらの問題は改善しまして、安定的に稼働していると承知しております。

eLTAXのアクセス集中の原因、先ほども御紹介いただきましたけれども、給与支払い報告書の提出また償却資産申告書等の申告期限が一月末ということもございまして、加えて今年度から、これもまた先ほど御紹介いただきましたが、給与支払い報告書へのマイナンバーの記載が始まった

ということ、その確認作業等があったのかと思ひますが、例年に増して提出期限間際のアクセスが増加した、これが原因ではないかというふうに私どもは考えているところでございます。

企業や税理士を初めとするeLTAXの利用者の方々に御迷惑がかかったこと、これは地方税制度を所管する総務省としても大変遺憾であると考えているところでございます。

このeLTAXでございまして、改めて御紹介させていただきますが、全地方公共団体で運営されている共同システムということで、地方税電子化協議会というところがその運営主体となっておりまして、一義的には同協議会が責任を持つて対応すべきものというところでございます。そうした中で、同協議会におきまして今回のふ

ぐあいの原因を究明いたしました。それに対する対応策として、利用者のパソコンとeLTAXが同時に通信を行うことができる最大上限の引き上げ、それからシステムを構成しております一部の通信機器の設定の変更など、必要な対策を講じたと承知しているところでございます。

私どもとしても、このようなふぐあいが今後生じることがないように、これまでに講じられた対応策に加えまして、通信機器の増設など、来年度以降に向けて万全の再発防止策を講ずるよう、同協議会に対して申し入れを行ってきているところでございます。

○神田委員 御答弁ありがとうございます。

二月の予算委員会の質疑の際にもお願い申し上げたことではございますが、ぜひ、二度とこのようなことが発生しないように対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

今御答弁にもありましたように、予想を超えたアクセス集中ということでもございました。ですが、そもそも、先ほど申し上げましたように、締め切りが四つも重なっているということ。振り返ってみますと、もともとばらばらに分散していた四つの締め切りを一月三十一日に集約したという趣旨、これには、申告のうっかり忘れが

ないように納税者の意識を高揚させることにあるんだと思ひますが、こういった形の集中をさせますと、物理的にも技術的にも弊害が生じることも否定できないと思ひます。

恐らく、こういった事務に携わる関係者の方々は、この時期になると、その分量の多さ、煩雑さ、これらの事務に本当に気が重くしてしまうがなといったようなことになるのかと思ひます。一部自治体では、今回の事態を受けて、条例の定めをもつて償却資産申告書の期限を後ろにずらした自治体もあると聞いております。一度集約したものをまたずらすということですから、制度にはなじまないのかもしれませんが、集中している各種申告期限を分散することについてはいかがお考えでしょうか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

特に、今回、今御議論いただいておりますeLTAXへのアクセス集中がふぐあいの原因の一つであるということもございまして、まずは早急にeLTAXのシステムをアクセス集中にたえられないものとする必要があるということで、eLTAXの運営主体でもある地方税電子化協議会に申しまして私どもの方からも申し入れているところでございますが、今御提案のございましたeLTAXへのアクセス集中を緩和するという観点から各種申告の期限をずらすということは、一つの意味あるアイデアだなというふうにかかるところでございます。

ただ、申告期限のあり方は、住民税や固定資産税の賦課決定の時期といった地方団体の課税実務に影響するものでございまして、地方団体の意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

委員からは、今も御紹介がございましたように、二月二十二日の予算委員会第二分科会でも、電子申告の受け付け時間を二十四時間三百六十五日に拡大してどうかといった御提案もいただいているところもございまして、これらの御提案も含めまして、地方税電子化協議会と十分協議しな

から、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

○神田委員 御答弁ありがとうございます。

実務的にはもう少しいろいろなところに余裕ができると思いますが、これはあくまでも私見というところで。

ただ、締め切り日が集中しますと、当然のことながら特定日に集中して、先ほども申しましたように事務量がふえて、地方自治体の関係職員にとっても大変だろうなと思うわけです。さらには、残業代を初め各種事務コストもふえるのであらうということは予想にかたくないわけです。それが正直な感想であります。

二月の段階で質問させていただいたときにはまだはつきりしないところもあったわけですが、現在、税務の専門紙などでは、一月三十一日、月末のサバードアウンの際に、データを送ったはずのものが受理されず、納税者側、申告者側はデータを送ったつもりで安心して、しかしながら地方公共団体側ではきちんと受理できていない法人が相当数あるというふうに報道されています。

どういふことかと申しますと、システム上、申告自体をしていない未申告法人と同じ分類に含まれてしまっておりまして、地方公共団体側では、どの法人が申告したのにデータが未達なのか、そもそも申告自体をしていなかったのか、自治体側ではわからないわけでありまして、申告側である法人側にもデータが未達である自覚ができておりません。

そういうおそれがあるようですが、地方税当局としてはどのような対応を考えて、また実際に行っておられるのでしょうか。この場合に十分注意しなければいけない点は、申告側、納税者側に瑕疵はないわけですから当局の側から気づきを促さなければならぬと思いますのですが、こういった形で未達の法人に対して督促、促しておるか、できるだけ具体的にお教えいただければと思います。

ここでまた、一番問題となりますのが、今の段

階で申告が未達ということになってしましますと、五月末までに、おおむねそれぐらいの時期だと思えますのですが、発送されるはずの住民税の特別徴収の税額通知が間に合うのか否かというおそれですね。率直に申し上げて時期的に大分厳しいと思えますのですが、現実的に合うのか否か。

また、間に合わなかった場合には当然、一回当たりの税額通知が高額になる、税金の額が上がりましてしまうということにもなると思えますから、こちらについてはどのような対応を考えておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○林崎政府参考人 お答えいたします。

今御紹介がありましたとおり、eLTAXにふぐあいが生じた間に給与支払い報告書などの電子申告を行った際に、申告ソフトによつては利用者が電子申告が完了したかどうか適切に確認できない事象が発生し、結果的に市区町村に到達していないというケースがある旨、市区町村などから地方税電子化協議会に對しまして報告されたというのを承知しております。

ソフトは何種類かあるんですけれども、そのうちのひとつと聞いておりますが、その申告ソフトでは今申し上げたように確認できないということのよう、その他のソフトを使った場合は確認できるといふことのようにございますが、そういう状況でございます。

eLTAXは、先ほど御紹介しましたとおり、地方団体全体で運営している共同システムでありまして、同協議会が対応を今図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、市区町村に對しまして給与支払い報告書が到達していないと思われる企業、例えば去年電子申告をしたけれどもことしは来っていないとか、あるいは昨年一年間中に設立されたという届けが出てくるんだけれどもまだ来っていないといったようなところでございますけれども、そのような企業につきまして再提出の要請などを行うように協議会から市区町村に對して求

めているというのがまず一つ、それから、日本税理士連合会を通じて、税理士の皆さん方に對しましても、市区町村から再提出の要請が来るといったような場合につきましての理解を求めているという状況でございます。

先ほど御指摘があったとおり、給与支払い報告書は本年五月に市区町村から特別徴収義務者に対して送付されます税額通知の基礎となりますので、市区町村及び同協議会においては課税実務に影響が生じないように速やかな対応に努めていた

だきたいと考えているところでございます。

総務省としましては、eLTAXのふぐあいによつてやむを得ず申告等が期限までに行えなかった企業などに不利益が生じることがないように、地方団体に對しまして、地方税に係る申告の期限の延長などについて適切に処理することに加えて、企業等の声に丁寧に対応することを要請する通知を発出したところでございまして、現在各地方団体において対応中という状況でございます。

先ほど御指摘のあった五月の特徴通知に間に合うのかという点でございますけれども、現時点、今月の上旬から市区町村に對しまして、給与支払い報告書が到達していないと思われる企業について再提出いただくよう要請を行っているところでございまして、各市区町村において、課税実務に影響が生じないように、企業や税理士の御協力を得ながら速やかな対応に努めていただいているところと承知しているところでございます。

仮にというお話もございましたが、現在そのような形で鋭意努力中という状況であることを御報告申し上げます。

○神田委員 御答弁ありがとうございます。

事態はまだ進行中なわけですし、当局からもきちんと御指導いただきたいと思っておりますし、くどくなりますが、二度とこのようなことが起きないようには是正策を講じていただく、そしてまた今後の推移についても御報告をいただければと存じますので、よろしく御願ひ申し上げます。

次に、税制改正の内容についてです。
平成二十九年度の税制改正で、上場株式の配当等について、所得税の確定申告で選択した課税方式と異なる課税方式を個人住民税の方で選択することが明確化されました。つまり、所得税の確定申告と個人住民税の課税方式が異なってもよいと明確化されたというふうに理解しておるわけですが、根拠条文としては地方税法の三十二条それから三十三条の十三項及び第十五項関連ですね、この改正の趣旨と適用年度をお教えいただけますでしょうか。

○林崎政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点でございますが、上場株式等の配当等につきましては、所得税、個人住民税ともに三つの課税方式、すなわち、納税義務者の選択によりまして、一、総合課税方式、二として源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要方式、三として申告分離課税方式がございまして、個人住民税におけるこれらの課税方式の選択は、個人住民税の申告書といったものを提出いただくことによつて行うことができるわけでございます。

この課税方式の選択につきまして、地方団体から、所得税と個人住民税で異なる課税方式を希望するため総合課税を選択した確定申告書と申告分離を選択した住民税申告書の提出があった場合の課税方式について疑義があるとして問い合わせがございましたので、私どもとしては、もともと現行法上も所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することは許容されると考えていたところでございますが、課税現場で疑義が生じていることも踏まえまして、この点を明確化するために、関係規定の整備を行うとともに地方団体に對しまして周知することとしたところでございます。
地方団体に對しましては、平成二十九年四月一日付の地方税法の施行に関する取り扱いに係る通知におきまして、住民税申告書及び確定申告書のいずれもが提出された場合には、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、

てしまえば、毎年、多分数字を置きかえるだけでできると思うので、まずは徐々にこれを拡大していくべきだということについて一つ。

そして、もう一つは、今申し上げたように、対象拡大に当たっては、例えば厚労省の検疫、財務省の税関、今まだ法務省の入国管理はないので、横並びでも比較できるようなことも念頭に、どうせ広げるならそういうところに広げていっていただきたい。

この二点について、まず財務省主計局、では、大臣、よろしく願います。

○麻生国務大臣 個別事業のフルコスト情報の開示、おっしゃる通りに、竹谷先生が政務官のときにスタートされておるんですけれども、財政の透明性とか、またわかりやすくするという観点から、これは極めて有効だと思っております。

単に直接かかった事業費だけじゃなくて、人件費、物件費、減価償却、そういったものを含めまして、全体のコストというか、その部分のあれがよくわかりますし、一人頭幾らかかっているとか、やはり参議院は無駄だとか、いろいろな意見が出てきたんですね。正直なことを言おうや、お互い、決算をやっているんだから。そういう話も出たんですよ、そのときは。何で、こっちは高いじゃないかと。それまで全然逆のことを思っていました、私も。へえ、一人頭になるところなるのかと、すごく参考になったんです。

また、国から交付されておる資金というものが独立行政法人を通じて国民に行き渡るまでの、要するに間接業務というものを含めた全体コストもそれでやるとわかるようになったということも大きいんです。

平成二十六年度の決算分からは試行的に開示をさせていただいて、平成二十七年年度の決算分に関しては二十四事業から四十一事業に拡大をしておりますが、減価償却の内訳を示すなど表示項目も改善をさせていただいております。

この取り組み対象事業については、財政制度審議会の法制・公会計部会、たつたかな、の委員会か

らも、これは各省庁の事業コストの比較を図る観点から、複数の省庁で行っている性質の類似した事業も対象にしろという御意見もいただいたところでありまして、伊藤先生御指摘のように、比較検討の可能性がある業務について見える化というのから進めさせていただいて、こういったことを進めていくのは極めて重要であろうと考えております。

三年目になります、二十八年度の決算以降につきましても、これは各省庁の業務負担というものの配慮はいたしますが、フルコスト情報の活用の視点というものを踏まえながら、この取り組みはさらに前に進めてまいりたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。大臣のお墨つきで進めていただけると大変心強く思います。

また、もう一つ紹介すると、この二十七年年度を見ますと、経済産業省の弁理士試験業務というもののコストも明らかにになっておりまして、これだと、志願者一人当たりコスト、二万一千四百十二円。多分、この手の試験というのは各省庁さまざまありますので、これも横に展開していただくといろいろなことが見えてくるだろうと思っております。ぜひともお願いをしたいと思っております。

何といつても、予算、やはり最も大きいのは社会保障でございます。これは保険の仕組みもありますし、大変ボリュームがありますので、このコスト情報を明らかにしていくことはかなり骨の折れる作業かと思えますけれども、やはりここをしっかりと見える化していくことは、これは国民的関心も非常に高いと思えますし、我々も、決算という意味で、そうしたできるだけさまざまな角度で切った情報があれば議論もしやすくなりますので、特に社会保障にかかわる事業の見える化が重要と考えますけれども、この取り組みについて御答弁をお願いいたします。

○宮川政府参考人 答えいたします。御指摘のように、予算規模も大きく、国民の関

心が高い社会保障に関する事業のコストを明らかにしていくことは意義があることを考えております。

平成二十六年度決算分からはフルコスト情報の開示を試行的に実施しております。社会保障分野におきましては、初年度の特例児童扶養手当給付事業、これに加えまして、本年一月に公表した平成二十七年年度決算分では、生活保護費負担金の交付業務、そして障害者就業・生活支援センター事業を対象としております。

これまでの取り組みの中で、社会保障分野の業務は、多数の職員がかかわり、一人の職員が複数の業務を兼務する場合も多いことから、人件費の個別事業への配分方法などの課題が見えてきているところでございます。

今後とも、これらの課題について、関係省庁と対応策を検討しつつ、社会保障に関する事業の見える化を図りまして、国民にわかりやすく説明することに努めてまいりたいと思っております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

まさに今、審議官から御紹介いただいたように、厚生労働省の業務でも、特別児童扶養手当給付事業とか生活保護費負担金の交付業務等々は既に明らかにされておまして、例えば、扶養手当ですと受給者一人当たりコストは二十二円、生活保護費負担金の交付業務ですと被保護世帯数当たり一・四円、少なくとも国がかけているコストで見ると非常に効率的に行われていると思えます。

一方で、厚生労働省のかかわる業務はどうしても地方自治体と連携をしますもので、その同じ業務を行うに当たって地方自治体ほどの程度のコストがかかっているか、これは、総務省とも連携しながら、そこやはり明らかにしていく必要があるのだらうと思えますので、この話は一朝一夕にできることではありませぬけれども、着実に進展をしていくことで、しっかりと進めていきたいと思えます。

では、次に、ものづくり補助金について質問をさせていただきます。

これは、我々、私は特に地元が愛知ですので、物づくりの集積地でもございまして、この補助金は非常に好評を得ております。よって、より一層使い勝手の向上ができればという角度で質問をさせていただきます。

このものづくり補助金は補正予算で組まれておりまして、例えば一昨年は、一月に成立をして、一月から、募集を四月で締め切って、合格発表が六月、その年の十二月中の導入、こういうふうになっていました。昨年は、十月に成立、十一月から募集で、一月で締め切って、合否が三月、ですから、そこから十二月中の導入で、少し期間があった。

支払いが三月末なものですから、検査等を見込んで現場で設備をつくって、その事業を終えるのが大体十二月になっている、これは現場を回っていくとそういう話をよく聞くんですね。

実は、公共事業もそうなんですけれども、年度末に仕事が集まるということを経準化して仕事の効率化を図ろう、年間を通してフラットに仕事があることが民間事業者にとつてはいいことだし、公共事業は実はそういうことをやり始めているんです。

私、きょうの提案は、そんなに簡単じゃないことは百も承知しておりますけれども、設備補助についてもできるだけ平準化が図れるような仕組みにすべきではないかという提案なんです。

これは通告の段階でもいろいろやりとりさせていただきまして、もちろん、もともとは基金でしたからお尻がこんなにタイトじゃなかったんですけれども、基金をやめて予算にしたので、年度末までに締めなきゃいけませんから、現場で物を納めるのは十二月、こうなっているわけですから、公共事業も同じで、では、どうやって平準化を図っているかという、債務負担行為で平準化を図っているんですね。

確かに、公共事業と違って、何となく、今年度こまどつこつて来年度こまどつこつてくるのか、事前に計画を立てづらいかもしれませんが、事

も、ものづくり補助金も、もしそういうことが見られれば、現場の中小零細企業が年間を通して安定的に仕事ができるとか、そういう可能性を秘めるものですか、ぜひとも、このものづくり補助金についても債務負担行為、一部ね、全部じゃないんです、債務負担行為ということも活用しながら、いわゆる現場の仕事の平準化ということにも取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。
ものづくり補助金についてのお尋ねでございます。

ただいま御指摘ございましたとおり、このものづくり補助金は平成二十七年補正予算事業から基金ではなくなっているところでございまして、その後、事業期間が短いという御意見があるというところは承知をいたしております。

このため、事業の公募を可能な限り早く実施しますとともに、交付決定の事務作業を迅速に行うために見積書を申請段階で出させるなどの工夫をいたしまして、できるだけ事業期間の確保に努めているところでございます。

また、平成二十七年の補正予算事業、これは本年の三月で終了しておりますけれども、これに際しまして、事業実績報告書の提出でございまして、可能な限り事業者の方々の個別の実態に応じまして弾力的に対応することで事業期間を極力長く確保できるよう、補助金事業の事務局であります全国中小企業団体中央会に依頼しまして柔軟な対応をしてきているところでございます。

ものづくり補助金による事業は、その時々々の経済情勢や政策課題に対応するため緊急に必要となる事業として経済対策などに盛り込まれ、補正予算に計上して実施をしておりますために、国庫債務負担行為を活用することにはなじまないと考えておりますけれども、このような努力を積み重ねて可能な限り事業期間を確保しますとともに、引き続き事業者側の要望などに丁寧な耳を傾

けてまして使い勝手の向上に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

難しいのは承知で少し御提案をさせていただきました。今言っていたように、大事なことは現場ができるだけ動きやすくするというところで、よく検討していただきたいと思います。

このものづくり補助金は、もちろん今サービズ業にも拡大をしていただきまして、いわゆる生産性の向上を図るために御活用いただいております。なぜ生産性の向上を図るかといえば、人手不足への対応、賃金の上昇、最終的にはこういうところにつなげていきたいということで国費を投入しているところでございます。

そういう意味で、政府として、投資効果を検証する意味で、生産性の向上など、この予算を投じた結果としてどの程度現場でよい影響が広がっているか、またどのような効果が見られるかなどについて、把握していることについて少々御教示をいただきたいと思います。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

ものづくり補助金につきましては、事業終了後五年以内に事業化を達成した事業が半数を超えること、これを成果目標といたしております。このために、開発した製品などの売り上げや取引状況などを、補助期間終了の翌年度から五年間にわたって、毎年、事業化状況報告書として提出を求めているところでございます。

本年二月の段階におきまして、平成二十四年度の補正予算事業を完了した九千六百六十六の事業者、事業終了後二年たっておりますけれども、その方々のうち三千五百八十三事業者、約三七％の方々は事業化を達成しております。また、平成二十五年度の補正事業を完了した一万三千四百十五事業者のうち、この方々は事業終了後一年たっておりますけれども、そのうち四千六百七十四事業者、約三五％の方々は事業化を達成しているところでございます。

以上のとおり、事業終了五年後までに半数以上

を事業化するという成果目標につきましては、今のところ順調に推移しているものと考えているところでございます。

また、付加価値の総額につきましても、事業採択前と比較をしまして、平成三十四年度、平成二十五年度とも約六％向上しているという結果が出ております。また、雇用につきましても、採択前と比較をいたしまして、平成二十四年度は五・二％、平成二十五年度は三・六％増加をしているところでございます。

以上のような成果が出ていると思っておりますけれども、引き続き、政策効果の把握に努めますとともに、中小企業、小規模事業者の生産性向上に向けて効果的な支援に力を尽くしてまいりたいと思っております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

生産性の向上は我が国の大きな課題の一つです。その中であつて、ものづくり補助金は現場で大変喜ばれております。なおかつ、これも言わずもがなですけれども、サービズ業における生産性の向上が極めて重要でございますので、引き続きの取り組み、また、現場の声をよく反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、また話がかかりまして、透析治療について御質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、現在透析を行っている患者様の数及びそれに要する医療費、また、それがどういった経年変化の傾向をたどっているか、またわかれば、あわせて今後の推計等について、厚生労働省、答弁をお願いいたします。

○福島政府参考人 お答えいたします。

日本透析医学会の調査によりますと、平成七年末時点での慢性透析患者数が約十五万四千人でございましたけれども、平成二十七年末では三十二万五千人となっております。平成十七年ぐらいまでは年間約一万人ぐらゐ増加しておりましたけれども、近年では増加の速度が鈍っております。

日本透析医学会の医療費実態調査を使って推計いたしますと、平成七年では約八千億円ぐらゐが使われておりましたけれども、平成二十七年では一兆六千億ぐらゐとなっております。

将来の動向でございますが、平成二十四年のこれも透析医学会の統計調査委員会からの報告によりますと、年間の透析開始患者数の増加速度が鈍ってきている一方で、高齢化によって透析で亡くなる方が、透析の患者数で死亡数が増加している、こういう傾向もございまして、平成三十三年末ぐらゐから透析患者数は減少に転じるという推計がされておるところでございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

まさに、約三十万人超の方が現在透析をなさり、そこに投じられている医療費は約一・六兆と、大変大きな資源を投じておるわけでござい

ます。この透析ですけれども、いわゆる末期腎不全の腎代替療法は、今報告をいただいた、日本の場合ほとんど血液透析ですけれども、それ以外には腹膜透析及び腎移植、この三つが腎代替療法であると承知をしております。

臓器移植法案も成立をしており、環境整備を進めているものの、末期腎不全を根本的に治療するであろう腎移植、特に死体腎移植はほとんど行われていないという現状がございまして。この課題がどこにあるのか、現在、わかる範囲でまず御答弁をいただければと思います。

○福島政府参考人 腎移植でございますけれども、平成二十七年に実施されました生体腎移植の方が千四百九十四例ございまして、一方、脳死下それから心停止下の腎移植につきましては、平成二十六年が合計で百二十七件、二十七年が百六十七件、二十八年が百七十七件と、増加はしております。

この腎移植を含めた移植医療を我が国で進めるためには、国民の皆様への普及啓発と、それから医療側、特に臓器を提供する提供施設側の体制整備が重要と考えております。

これまで、普及啓発としては、例えば、中学生に向けたパンフレットを作成し、授業などで活用したできるように全国の中学校に配付をしております。また、提供施設における体制整備に関しましては、医療機関向けの臓器提供マニュアルを整備したり、臓器提供事例が発生した際に医療機関や実際に提供にかかわる医療従事者の皆さんが院内でどう動くか、どういう動きをすべきかということについての臓器提供シミュレーション、こういうものを開催するなどしております。

近年、臓器提供数が増加しておりますのは、このような普及啓発や体制整備事業が一定の効果をもたらしていると考えておりますけれども、今後とも普及啓発、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤 渉 委員 健康局長、もう一回ちよつとお願いします。

今、生体腎移植が約二千、死体腎移植が約二百。今、幾つか理由をおっしゃっていただきましたけれども、なぜ死体腎移植がふえていかないのかというところが実はいまち私自身はびんときていなくて、そこがびんときないものですか、次に何をすべきかがわからずにあります。

なぜ我が国は、この死体腎移植が法的には整備されているけれどもなかなか進まないのか、どういったところに課題があるのか、もう一度、もう少しわかりやすく御答弁いただけるとありがたいです。

○福島政府参考人 お答えいたします。

死体腎移植でございますが、臓器移植法ができて、平成二十二年ぐらいまではおおむね百十件ぐらいございました。そして、心停止下のものが減ってきて死体下のものに置きかわっていったというのが実態でございますけれども、その後、若干件数は減りましたが、平成二十六年以降また増加傾向に転じておるわけでございます。臓器提供したいという意思を持っていらっしゃる方は非常に多いと思いますが、実際になかなか結びついていないというところに、一つには、や

はり、脳死判定における医療機関を指定している、限定しておくこともございますけれども、そこにおける医療機関側の負担というものがあろうというふうに考えております。例えば、救急で今まで治療をしていた方が、医療提供者側が家族に臓器を提供してもらえないかということ話したりすることも負担であるという声も聞いております。

脳死判定のマニュアルについても改定して、できるだけ医療機関側の負担を軽くするように変えてきておりますけれども、さまざまな要因があると思いますけれども、それを一つ一つ解消すべく、私も努力してまいりたいと考えております。

○伊藤 渉 委員 ありがとうございます。

私も、しっかりとそこをまたよくいろいろ教えていただきながら取り組みを進めたいと思います。時間も迫ってまいりましたので、最後の質問に移らせていただきます。これは予算委員会の分科会でも同じことを聞かせていただいて、再度お伺いするわけですが、奨学金の話です。

今国会では給付型奨学金のことが大きく話題となっておりまして、やはり、子供たちが学びたいと望むのであれば、学べる環境を整えていくこと、これが政治にとって大きな課題であります。もちろん、限られた財源の中での取り組みですから、そこは一概呵成にはいきませんけれども、一歩ずつ前進をさせたい。

予算委員会では私が伺いをしたのは、いわゆる母子父子寡婦福祉資金における大学院進学生への貸し付けの拡大でございます。これもまたこの間聞いたばかりで、検討すると御答弁をいただきましたけれども、そう簡単に検討が進んでいるものもありません。その一方で、そのときも、大学院進学率は全体から見れば一％だと文科省が答弁をされたんですけれども、私も理系ですけれども、理系においては、今や大学院への進学率は多分過半を超えていると思います。大学院に行くことが極めて自然になってきているのが現状で

す。よって、母子父子寡婦福祉資金は、現在、大学進学率までは貸し付けを行っていますが、大学院への進学者には貸し付けを行っていない、そこに線を引くことが現代において本当に論理的に正しいのかどうかというのは非常に疑問がございます。

多分、平成三十年度予算に向けてその辺の議論を加速化していただけたらと思いますけれども、最後に、この母子父子寡婦福祉資金貸付制度の大学院生への利用拡大について、改めて、厚生労働省、答弁をお願いいたします。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今お尋ねいただきました母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、一人親の家庭の方々に対して、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学に進学する際の必要な授業料に充てるための修学資金と、この入学資金等に充てるための就学支度資金を無利子で貸し付ける制度でございます。

今お話がございましたように、これまでも、大学を卒業することが就職に有利になるということなどを考慮いたしまして、子の進学意欲をそぐことのないように、大学への進学まで支援をさせていただいております。

それを、さらに大学院への進学を貸し付けの対象にという御指摘でございます。

先ほど、先日の答弁を御引用いただきましたように、一般の大学卒業生のうちの大学院への進学率が約一％であることと、あるいは、一人親家庭に、これは無利子とはいえ貸付金でございますので、これまで以上に返済の負担を負わせることをどう考えるか、あるいは他の制度における扱いなどを課題としておりますが、これまでも御指摘をいただいております。私どもとして、限られた財源の中ではございますけれども、引き続き、実態もよく見て、さらに検討させていただきます。貸し付けの量をやすこと

ということもありますけれども、いずれにしても、どこかで借りて行っているのが実態ですので、できれば無利子で借りたいというのが庶民の心ですので、引き続き前向きに御検討をお願いいたします。ありがとうございます。

○玄葉委員長 大臣、御退席いただいて結構でございます。

○玄葉委員長 この際、分科会設置の件についてお諮りいたします。

平成二十六年決算外二件及び平成二十七年決算外二件審査のため、四個の分科会を設置することとし、分科会の区分については

第一分科会は、皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁、消費者庁）、復興庁、外務省、環境省所管のほか、他の分科会所管以外の国の会計

第二分科会は、総務省、財務省、文部科学省、防衛省所管

第三分科会は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管

第四分科会は、法務省、国土交通省所管

以上のとおりといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、分科員の配置及び主査の選任、また、委員の異動に伴う分科員の補欠選任並びに主査の辞任及び補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、分科員の配置及び主査の選任につきましては、追って公報をもって御通知いたします。次いで、お諮りいたします。

分科会審査の際、最高裁判所当局から出席説明

の要求がありました場合には、これを承認することとし、その取り扱いは、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、分科会審査の際、政府参考人の出席を求める必要が生じた場合には、出席を求めることとし、その取り扱いは、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、分科会審査の際、日本銀行及び独立行政法人等の役職員から意見を聴取する必要が生じた場合には、参考人として出席を求めることとし、その人選等諸般の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○玄葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三分散会

平成二十九年四月二十八日印刷

平成二十九年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K